

# 建設局工事監督補助業務に 関する認定講習会 (新規・更新)

令和5年12月  
建設局総務部技術管理課

# 1 補助技術者等認定制度について

(建設局工事監督補助業務に関する技術者認定制度)

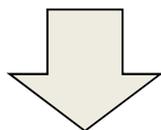
- 制度の目的

建設局が発注する工事における工事監督補助業務を委託するに当たり、適切な技術力を有している技術者等を認定し、認定された補助技術者等が業務へ従事することにより、工事の品質を確保する事を目的とする。

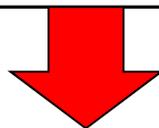
※ 工事監督補助技術者等は建設局長が認定する。

## 2 補助技術者等の認定

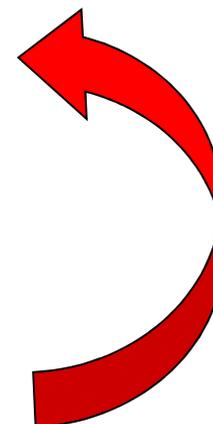
- 資格審査
- レポート審査(初回のみ)
- 講習会の受講



認定書の発行  
※認定期間・・・3年間



更新講習会の受講  
※更新認定期間・・・3年間



### 3 監督補助技術者等の定義

- 管理技術者
  - 工事監督補助業務の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもの
- 工事監督補助技術者
  - 管理技術者のもとで工事監督補助業務の実務を担当するもの

(建設局工事監督補助業務に関する

技術者認定制度規程 第2条)

⇒ 受注業者への通知

(発注者作成: 監督員の通知について)

# ※ (例) 公益法人へ委託した場合

(受注者宛)

殿

〇〇〇〇建設事務所長

〇 〇 〇 〇 印

## 監督員の通知について

下記の工事について、契約約款第8条第1項に基づく監督員の職氏名を通知します。

1. 所 属

2. 職 氏 名

総 括 監 督 員 :

主 任 監 督 員 :

担 当 監 督 員 :

3. 備 考 本工事では、下記により工事監督業務を委託しております。
- (1) 工事監督業務受託者 (公財) 東京都道路整備保全公社  
(公財) 東京都公園協会
  - (2) 管理技術者 〇〇〇〇
  - (3) 工事監督業務技術者 〇〇〇〇
  - (4) 業務委託内容
    - ① 本工事の監督を行うために必要となる資料の作成
    - ② 本工事の施工状況や提出資料と設計図書との照合等
    - ③ その他必要な資料の作成、立会い、受注者への指導、助言等  
(指導は、「通知書」により行う)

- 本工事では、下記により工事監督業務を委託しております。
- (1) 工事監督業務受託者 (公財) 東京都道路整備保全公社  
(公財) 東京都公園協会
  - (2) 管理技術者 〇〇〇〇
  - (3) 工事監督業務技術者 〇〇〇〇
  - (4) 業務委託内容
    - ① 本工事の監督を行うために必要となる資料の作成
    - ② 本工事の施工状況や提出資料と設計図書との照合等
    - ③ その他必要な資料の作成、立会い、受注者への指導、助言等  
(指導は、「通知書」により行う)

記

1. 文 書 番 号  
(契 約 番 号)

2. 工 事 件 名

3. 工 事 場 所

4. 契 約 金 額

5. 契 約 年 月 日 年 月 日

6. 履 行 年 月 日 年 月 日

〇〇〇〇 監 第 号  
年 月 日

# ※ (例)民間コンサルタントへ 委託した場合

(受注者宛)

殿

〇〇〇〇建設事務所長

〇 〇 〇 〇 印

## 監督員の通知について

下記の工事について、契約約款第8条第1項に基づく監督員の職氏名を通知します。

1. 所 属

2. 職 氏 名

総 括 監 督 員 :

主 任 監 督 員 :

担 当 監 督 員 :

3. 備 考 本工事では、下記により工事監督業務を委託しております。
- (1) 工事監督業務受託者 〇〇コンサルタント㈱
  - (2) 管理技術者 〇〇〇〇
  - (3) 工事監督業務技術者 〇〇〇〇
  - (4) 業務委託内容
    - ① 本工事の施工状況や提出資料と設計図書との照合等
    - ② 日常の現場立会い (施工状況の把握、出来形確認、品質管理、材料確認、安全管理、適正化確認等)

本工事では、下記により工事監督業務を委託しております。

- (1) 工事監督業務受託者 〇〇コンサルタント(株)
- (2) 管理技術者 〇〇〇〇
- (3) 工事監督業務技術者 〇〇〇〇
- (4) 業務委託内容
  - ① 本工事の施工状況や提出資料と設計図書との照合等
  - ② 日常の現場立会い (施工状況の把握、出来形確認、品質管理、材料確認、安全管理、適正化確認等)

## 記

1. 文 書 番 号  
( 契 約 番 号 )

2. 工 事 件 名

3. 工 事 場 所

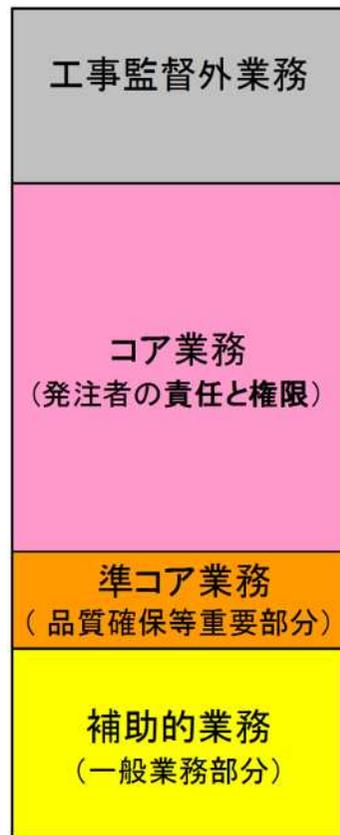
4. 契 約 金 額

5. 契 約 年 月 日 年 月 日

6. 履 行 年 月 日 年 月 日

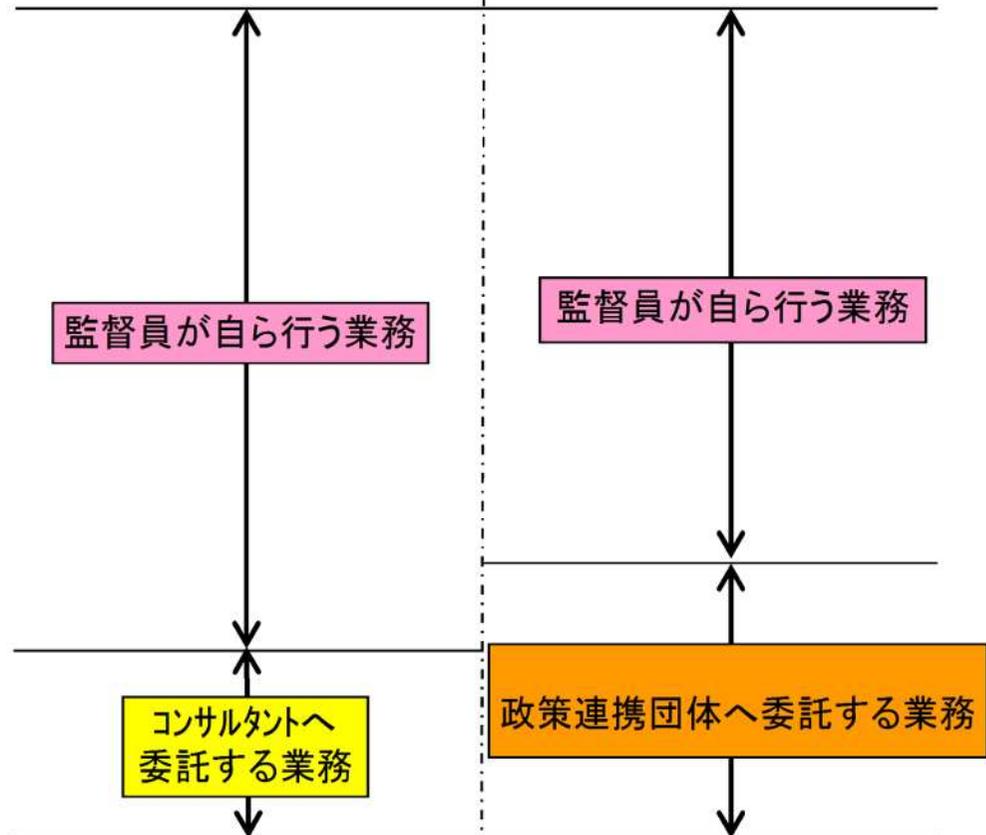
# 監督補助イメージ図

- 施工中工事に関係しない対外調整等
  - ・ 自費工事、企業者占用工事等受付・立会・しゅん工確認行為
  - ・ 日常管理における苦情処理対応等
- 対外調整
  - ・ 地元住民等重要事項
  - ・ 企業者等調整
  - ・ 交通管理者等管理者調整
- 施工計画等審査、工法協議検討等
- 指示書、改善指示書、改善命令書等
- 設計変更、工期変更
- 材料検査、材料承諾等
- 工事成績評定等
- 施工管理上の指導・助言
- その他工事全般における指導・助言
- 各種書類の内容照査
- 日常の現場確認
  - ・ 施工状況の把握・出来形確認
  - ・ 品質管理・材料確認
  - ・ 安全確認・適正化確認

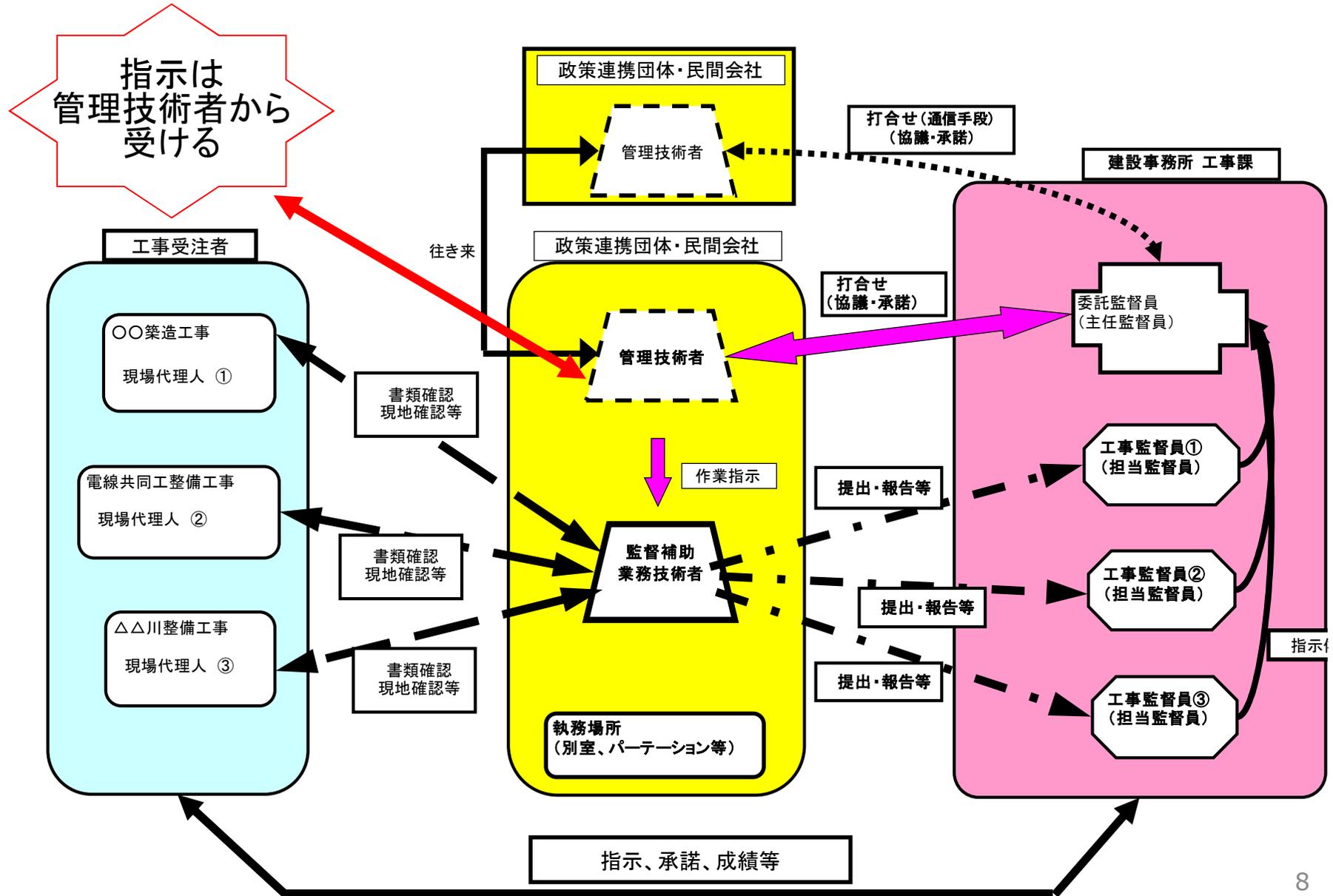


## 建設コンサルタント委託

## 東京都政策連携団体委託



# ● 工事監督補助業務委託の概念図



# 4 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」 の概要

## 目 的

- ・公共工事の品質確保に関し、基本理念を定め、国等の責任を明らかにするとともに、公共工事の品質確保の促進に関する基本的事項を定めることにより、公共工事の品質確保を促進。

## 発注者の責務(第7条)

- ・発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況の確認及び評価その他の事務を適切に実施しなければならない。

## 5 工事監督の法的根拠

地方自治法 第234条の2(契約履行の確保)

【抜粋】

地方公共団体が工事の契約を締結した場合においては、職員は契約の適正な履行を確保するため必要な**監督又は検査**をしなければならない。

建設局監督基準(局のHPに掲載)

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000062355.pdf>

## 5 工事監督の法的根拠

地方自治法施行令 第167条の15(監督又は検査の方法)【抜粋】

- ・監督は、立会い、指示、その他の方法によって行わなければならない。
- ・専門的な知識又は技能を必要とすること、その他理由により、委託して当該監督を行わせることができる。

## 6 監督員の構成（建設局監督基準）

- 総括監督員  
課長（工事課長、補修課長等）
- 主任監督員  
課長代理、工区長等
- 担当監督員  
係員（主事、主任）

管理技術者・工事監督補助技術者

# 7 監督の方法（建設局監督基準）

約款第8条に定められた権限

- ・施工についての受注者に対する指示、承諾、協議
- ・工程管理、立会、施工状況の確認、材料検査

監督基準による監督の方法

- ・審査、承諾、協議、確認、把握、立会、通知、指示等

赤字⇒補助技術者の主要な役割

## 8 基本的心構え（建設局監督基準）

- 工事目的及び内容の把握
- 関係法令等の遵守
- 工事の進ちよく状況の把握
- 受注者への指示事項等の処理
- 安全の確保
- 緊急時にとるべき措置
- 地元住民との協調

## 9 準備期間中の監督業務（建設局監督基準）

### ○工事内容の把握

- 契約図書
- 関係法令等
- 工事用地の現状、地域の特性、地下埋設物、上空占用物件等
- 関係者との協議
- 測量標杭等
- 環境の把握
- 住民への説明

# 10 監督態勢の整備（建設局監督基準）

- 現場代理人及び主任技術者等通知書の処理
- 工事施工前の打合せ
- 契約図書と現場の照合
- 施工計画書の受理
- 下請負届、施工体系図及び施工体制台帳
- 各種承諾事項の処理
- 工事のPR（チラシ、説明会、広報板等）
- 仮水準点及び丁張などの設置

# 1 1 施工時の監督業務（建設局監督基準）

- 施工状況の把握
- 施工体制の把握
- 地元住民への配慮
- 関連工事との調整
- 発生材及び支給材の取扱い
- 埋蔵文化財の取扱い

# 1 2 施工管理（建設局監督基準）

## ■ 出来形管理

- 土木工事施工管理基準（出来形管理基準）
- 立会確認
- 工事記録写真撮影基準
- 建設副産物処理処分の確認

## ■ 品質管理

- 土木工事施工管理基準（品質管理基準）
- 材料の品質管理（良好な保管管理）

## ■ 工程管理

- クリティカルパスの設定・確認

# 1 3 設計変更（建設局監督基準）

## ■条件変更（工事契約約款17条）

⇒工事現場の形状、地質、湧水の状態、施工条件等が契約図書と相違する場合などに、実施する

⇒図面、数量計算書、内訳書、金額の変更

## ■工期変更

## ■一般変更と一括変更

- ・契約金額の10%以上の変更、800万円を超える変更はその都度実施
- ・工期末に一括して変更

# 1 4 工事に係わる検査（建設局監督基準）

## ■材料検査

- ・建設局材料検査実施基準

## ■工事検査

- ・完了検査
- ・既済部分検査⇒支払が伴う
- ・中間検査⇒支払いが伴わない
- ・清算検査

# 15 指示書等（建設局監督基準）

- 指示書（監督員が発行）
  - ・ 連絡事項、注意事項・・・評価反映なし
- 改善指示書（監督員が発行）
  - ・ 再度の指示・・・不備評価
- 改善命令書（総括監督員が発行）
  - ・ 度重なる改善指示、法令違反、事故  
・・・減点

**監督員が指示書交付のための助言（現場写真等）**

**注意 ⇒ 建設局の監督員が指示書を出す。**

# 16 事故に対する措置（建設局監督基準）

## ■災害および事故

- ・拡大・防止のための臨機の措置の請求（約款第25条）
- ・応急復旧の必要性、原因、被害状況の把握・報告

## ■人身事故

- ・傷害の程度の把握、報告

## ■事故報告

- ・緊急通報連絡図
- ・事故報告書（受注者作成）の提出の指示
- ・建設工事事故関係調査書（監督員作成）

# 17 施工完了後の措置（建設局監督基準）

## ■ 施工完了の確認

- ・しゅん工図、工事記録写真等の提出を指示

## ■ 工事成績評定報告書の作成

- ・東京都工事成績評定要綱
- ・完了検査合格後14日以内に評定

**監督員の求めに応じて助言。**

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (1) 書類関係

### 工事監督補助技術者

- 受注者から提出された書類の内容確認  
(受注者等提出書類処理基準)
- 誤りは受注者へ助言・指導  
⇒確認後、監督員へ

### 都監督員

- 補助技術者から報告された書類の確認・処理
- 指示事項は受注者へ直接行う

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## ○書類確認のポイント

- 受注者等提出書類処理基準との整合
- 工事件名、文書番号等のチェック
- 記載内容と設計図書との整合
- 土木材料仕様書等との整合(材料)
  
- 施工計画書・
  - ① 必要項目の記載があるか  
(土木工事標準仕様書)
  - ② 設計内容との整合
  - ③ 現場条件との整合

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (2) 適正化点検

### 東京都工事施行適正化推進要綱の解説

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/tekiseikayoukounokaisetu\\_230101.pdf](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/tekiseikayoukounokaisetu_230101.pdf)

#### 工事監督補助技術者

- 「東京都工事施行適正化推進要綱の解説」を参考に適宜点検
- 点検結果を都監督員へ報告



#### 都監督員

- 報告された不備内容等の是正について、受注業者に対し直接指示(指示書)

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○ 現場代理人と主任技術者等

現場代理人・・約款第9条により現場に常駐義務

- ・現場の運営・取締り等、契約に関する一切の権限を有する
- ・主任技術者等・・建設業法に規定する技術者
  - ・主任技術者(契約金額**4,000万円**以上は専任)
  - ・監理技術者(下請金額の合計が**4,500万円**以上の場合、監理技術者かつ必ず専任)
- ・現場代理人と主任技術者等は兼任可能
- ・JVの子会社は主任技術者(国家資格保有者)を配置  
**資格要件、実務経験及びその他内容が、適切かを確認する。**

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○ 施工体制の点検

点検すべき主な項目（書類も同様）

- ・コリンズの登録（土日祝日除き10日以内）
- ・監理技術者等の専任状況  
（進捗状況や作業内容等を把握しているか確認）
- ・施工体系図、施工体制台帳の備え付け
- ・施工体制台帳に下請契約書（約款、金額）
- ・標識の掲示状況  
（施工体系図、建設業許可票、労災保険、建退共、リサイクル法等）

# 18 工事監督補助技術者の役割

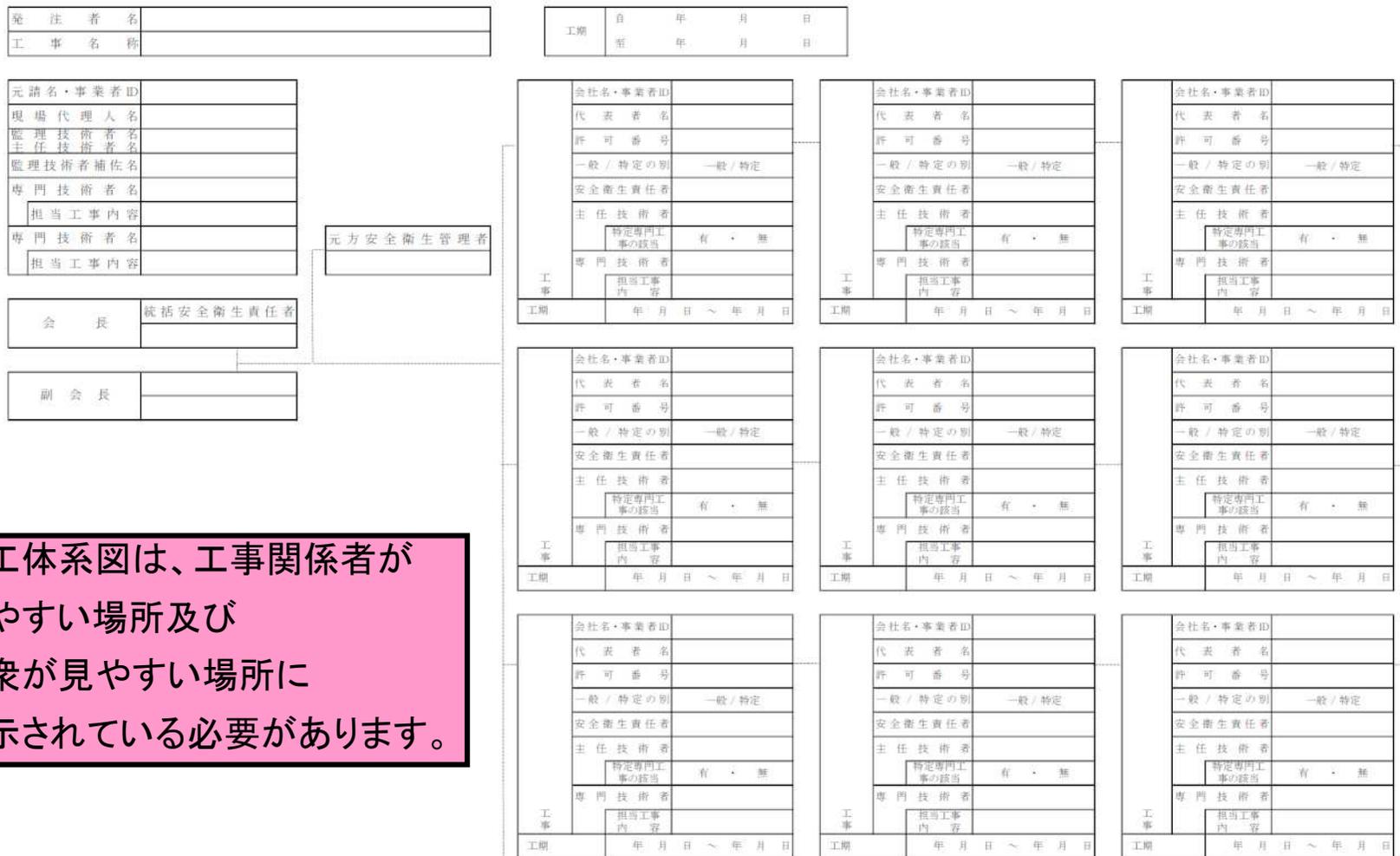
## ○施工体系図

別記様式甲第133号

※本様式（表題部も含む）は参考であり下請け業者数により下記様式は変わります。

JV等の場合、適宜様式を変更して使用すること。

施工体系図



# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○施工体制台帳(記載内容)

- 工事内容と建設業許可(特定・一般)
- 配置技術者の氏名と資格
  - 専任、非専任の区分
- (一業者との契約合計額4,500万円以上は専任  
特に、単価契約の場合は注意が必要)
- 契約関係(元請一下請、○次下請一△次下請)
- 社会保険等加入状況

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○施工体制台帳

別記様式甲第131号

年 月 日

### 施工体制台帳

(会社名・事業者ID)  
(事業所名・現場ID)

建設業の許可	許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日
工事件名及び工事内容	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日
発注者名及び所在地	〒 年 月 日 契約日 年 月 日		
工期	自 年 月 日 契約日 年 月 日		
契約営業所	区分	名称	住所
	元請契約 下請契約		
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
	元請契約 下請契約		
発注者の監督員名	(統括)	権限及び意見申出方法	工事請負契約書記載のとおり書面による
	(主任)		
監督員名	(統括)	権限及び意見申出方法	工事請負契約書記載のとおり書面による
	(主任)		
現場代理人名	専任 非専任	資格内容	
監督技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監督技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
	有 無	外国人技術実習生の従事状況(有無)	有 無

- (記入要領)
- この様式は、施工体制台帳作成特定建設者(元請)が作成し、一次下請を通じて提出される再下請負通知書(別記様式甲第132号)を添付することにより、一次下請別の施工体制台帳として利用する。
  - 専門技術者欄には、土木・建築一式工事を請け負い、その工事に含まれる専門工事を施工する場合等に必要となる主任技術者を記入する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる。)
  - この様式は、以下の書類を添付すること。
    - 元請の建設業許可を証する書面の写し
    - 元請が都と契約した工事請負契約書の写し
    - 元請の監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐及び専門技術者に関する以下の書類
      - 監理技術者資格者証の写し(監理技術者のみ)
      - 資格を証明するもの写し
      - 自社と直接的かつ恒常的な雇用関係であることを証明する書類等の写し(健康保険証、住民税特別徴収義務者指定及び税額通知書・変更通知書)
  - 作業員名簿(別記様式甲第150号)
  - 施工体制台帳作成建設工事である旨の通知書の写し
  - 一次下請の建設業許可を証する書面の写し
  - 一次下請と締結した請負契約に係る契約書の写し(ただし、契約書には、建設業法第19条第1項各号に掲げる事項が網羅されていなければならないので、これらを網羅していない注文伝票等は、ここでいう契約書に該当しない。)

別記様式甲第131号 続き

### [下請負者に関する事項]

会社名・事業者ID	代表者名		
住所	〒 年 月 日		
工事件名及び工事内容			
工期	自 年 月 日 契約日	年 月 日	
建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可(更新)年月日
	工事業	大臣 特定 一般 第 号	年 月 日
健康保険等の加入状況	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
事業所整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険・厚生年金保険・雇用保険
	元請契約 下請契約		
現場代理人名	専任 非専任	資格内容	
監督技術者名 主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
監督技術者 補佐名		資格内容	
専門技術者名		専門技術者名	
資格内容		資格内容	
担当工事内容		担当工事内容	
一号特定技能外国人の従事状況(有無)	有 無	外国人建設就労者の従事状況(有無)	有 無
	有 無	外国人技術実習生の従事状況(有無)	有 無

※ [主任技術者、専門技術者の記載要領]

- 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかを明らかにすること。
- 専門技術者欄には、土木・建築一式工事を請け負い、その工事に含まれる専門工事を施工する場合等に必要となる主任技術者を記入する。(一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は、専門技術者を兼ねることができる)
- 主任技術者の資格内容は、下記を参考に記入すること。
  - 経歴年数による場合
    - 大学卒〔指定学科〕 3年以上の実務経験
    - 高校卒〔指定学科〕 5年以上の実務経験
    - その他 10年以上の実務経験
  - 資格等による場合
 

1) 建設業法	「技術検定」	○級○施工管理技士
2) 建築士法	「建築士試験」	○建築士
3) 建築士法	「建築設備士試験」	建築設備士
4) 技術士法	「技術士試験」	○部門
5) 電気工事士法	「電気工事士試験」	第○種電気工事士
6) 電気事業法	「電気主任技術者試験」	第○種電気主任技術者
7) 水道法	「給水装置工事主任技術者試験」	給水装置工事主任技術者
8) 消防法	「消防設備士試験」	種消防設備士
9) 職業能力開発促進法	「技能検定」	○級○技能士
10) その他	「○試験」	○士

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○施工体制台帳(添付書類)

- 発注者との契約書の写し(約款、JV協定)
- 元請監理技術者関係
  - 監理技術者資格証の写し
  - 恒常的雇用関係を証明するもの(健康保険証の写しなど)・・・3ヶ月
- 下請契約の写し(全ての下請)
  - 約款、契約書(請書)(印紙)、社印、金額、契約日
- 建設リサイクル法関係(再生資源利用計画書等)

【都市整備局ホームページにて確認】

<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/seisaku/recy/index.html>

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (3) 材料検査(数量確認・照合等)

### 工事監督補助技術者

- 監督員検査に該当する材料
  - ・数量検査⇒使用前に材料を計量又は出来形測定
  - ・品質検査⇒書類等による確認、試験等の確認
- 検査員検査に該当する材料
  - ・必要に応じ検査に立会う

### 都監督員

- 監督員検査に該当する材料は、補助技術者等からの報告に基づき、確認処理(机上検査)
- 検査員検査に該当する材料の立会い

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## ○材料検査実施基準

- 執行区分
  - ⇒ 検査員検査、監督員検査
- 検査方法
  - ⇒ 品質検査（試験、確認、照合、書類）
  - ⇒ 数量検査（検量、出来形）
- 書類
  - 検査員検査 ⇒ 材料検査請求書
  - 監督員検査 ⇒ 材料搬入予定調書

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (4) 施工状況等の確認

### 工事監督補助技術者

- 設計図書との整合、不可視部分の立会い確認
- 土木工事標準仕様書との整合
- 現場確認後、都監督員へ報告するとともに
- **適正を欠く場合、直接指導・助言を行う。**

### 都監督員

- 意見を付して報告のあったものは、早急に、現場を確認し、受注者へ必要事項を指示

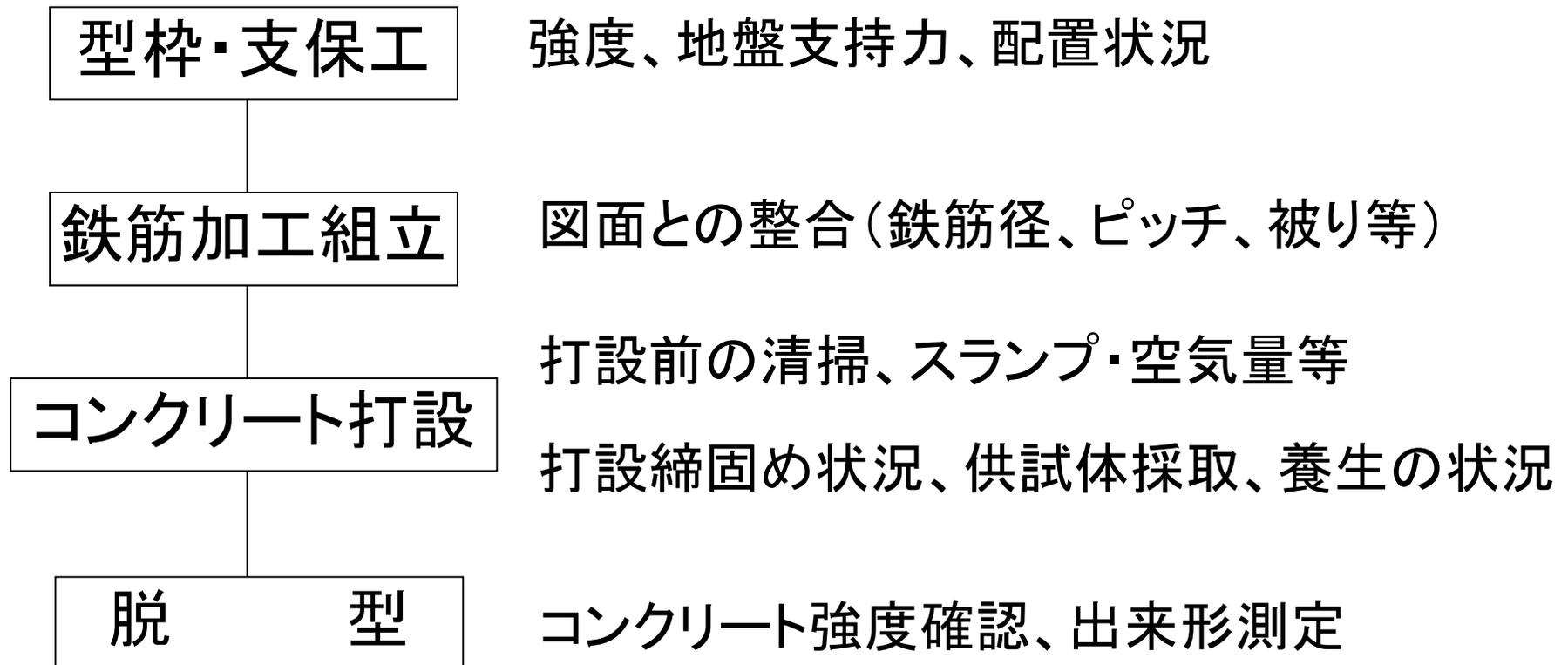
# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○施工状況の立会い確認の事例

- 不可視部分(完了時における)
  - 場所打ち杭、グラウンドアンカーの検尺
  - 鉄筋の配筋、コンクリートの被り
  - 舗装の厚さ、転圧状況
  - 構造物撤去状況
  - アンカーボルトの根入れ長
  - 護岸、擁壁の基礎ブロック、裏込め  
など施工後は見えなくなる重要な箇所

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○コンクリート構造物の例



# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○工事記録写真撮影基準

- 工種、撮影項目、撮影頻度等を定めた基準

例えば

- 鉄筋組立⇒組立完了時の平均間隔、かぶり等
- アスファルト舗装工⇒厚さ、幅、ピッチ
- 工事記録写真撮影計画を作成
- 出来形管理基準、品質管理基準とリンク

※工事完成時不可視になる施工箇所が出来形資料  
となる

検査時に確認出来ない写真は意味がない

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (5) 出来形の確認

### 工事監督補助技術者

- ・ 設計図書との整合(出来形管理基準)
- ・ 必要に応じて検測に立会い
- ・ 出来形を満足していない場合、直接指導・助言を  
するとともに、意見を付して都監督員へ報告

### 都監督員

- ・ 意見を付して報告のあったものは、現場確認し、受  
注者へ必要事項を指示

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## ○土木工事施工管理基準（出来形管理基準）

- 構造物の各種寸法（幅、高さ、厚さ）
- 構造物の基準高
- 構造物の延長
- 舗装工の幅、厚さ、基準高
- 基礎杭の基準高、杭径、偏心量

⇒これらの項目について規格値を満足していなければなりません。

⇒書類では「記録の報告書」として、受注者から提出してもらいます

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (6) 品質の確認

### 工事監督補助技術者

- 試験結果と品質管理基準との整合
- 品質証明書等と照合
- 品質管理不備の場合、直接指導・助言するとともに、意見を付して監督員へ報告

### 都監督員

- 意見を付して報告のあったものは、現場確認し、受注者へ必要事項を指示

# 18 工事監督補助技術者の役割

## ○土木工事施工管理基準(品質管理基準)

- コンクリート工  
⇒空気量、スランプ、塩化物量、圧縮強度、  
テストハンマーによる推定強度試験、単位水量
- 舗装工  
⇒混合物の骨材粒度、アスファルト量、  
(コアを採取し、試験機関に送付)、平坦性
- 杭の現場溶接  
⇒浸透探傷試験、放射線透過試験  
⇒書類は受注者から「記録の報告書」で提出

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (7) 安全対策

### 工事監督補助技術者

- 現場臨場時には常に点検する気持ちで見る
- 不備事項は、直接指導・助言するとともに、意見を付して都監督員へ報告
- 万が一、事故発生時は救急車等の手配と第一報を監督員へ！

### 都監督員

- 補助技術者等からの報告に基づき、現場確認し、受注者へ必要事項を指示

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (8) 工程管理、関連工事との調整

### 工事監督補助技術者

- 実施工程表により進捗状況を確認
- 占用工事、隣接工事との調整状況
- 問題がある場合、直接指導・助言するとともに、意見を付して都監督員へ報告

### 都監督員

- 意見を付して報告のあったものは、現場確認し、受注者へ必要事項を指示

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (9) 地元住民への配慮

### 工事監督補助技術者

- 現場での受けた苦情・要望は、受注者へ伝える
- 意見を付して都監督員へ報告

### 都監督員

- 補助技術者等からの報告に基づき、現場確認し、受注者へ必要事項を指示

# 18 工事監督補助技術者の役割

## (10) 設計変更の対応

### 工事監督補助技術者

- ・提出書類の内容確認
- ・監督員への報告

### 都監督員

- ・ 補助技術者等からの報告に基づき、現場確認し、受注者へ必要事項を指示
- ・ 設計変更の判断
- ・ 設計変更書の作成

【設計変更ガイドライン：財務局ホームページにて確認】

[https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/210612\\_gaidorain.htm](https://www.zaimu.metro.tokyo.lg.jp/kentikuhozen/eizen/210612_gaidorain.htm)

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (11) 工事検査

### 工事監督補助技術者

- 工事検査に向けての受検準備の補助業務を行う
- 検査への立会い

### 都監督員

- 検査書類の確認、指導
- 検査員が行う工事検査の立会い

# 1 8 工事監督補助技術者の役割

## (12) しゅん工図書受理、工事成績評定

### 工事監督補助技術者

- しゅん工図書内容確認、監督員へ提出
- 工事成績評定は対応しない

### 都監督員

- しゅん工図書の内容を確認、受注者への指示
- 工事成績評定の実施

# 19 その他

## ○不正軽油

- 主税局が中心に撲滅作戦を展開
- 建設機械等から抜取り  
(採油状況の写真を必ず撮影させる)
- 灯油の混入、不正な製造を調査

## ○過積載

- 年4回一定以上の工事で、一斉に点検
- 過積載が疑われる場合は、監督員へ報告

## 20 監督業務に必要な基準類等

- 監督基準
- 東京都工事標準仕様書(土木・建築・電気・機械)
- 受注者等提出書類処理基準・同解説
- 土木工事施工管理基準
- 工事記録写真撮影基準
- 建設局材料検査実施基準
- 土木材料仕様書
- 工事に伴う環境調査標準仕様書及び環境調査要領
- 道路工事設計基準
- 河川構造物設計基準など

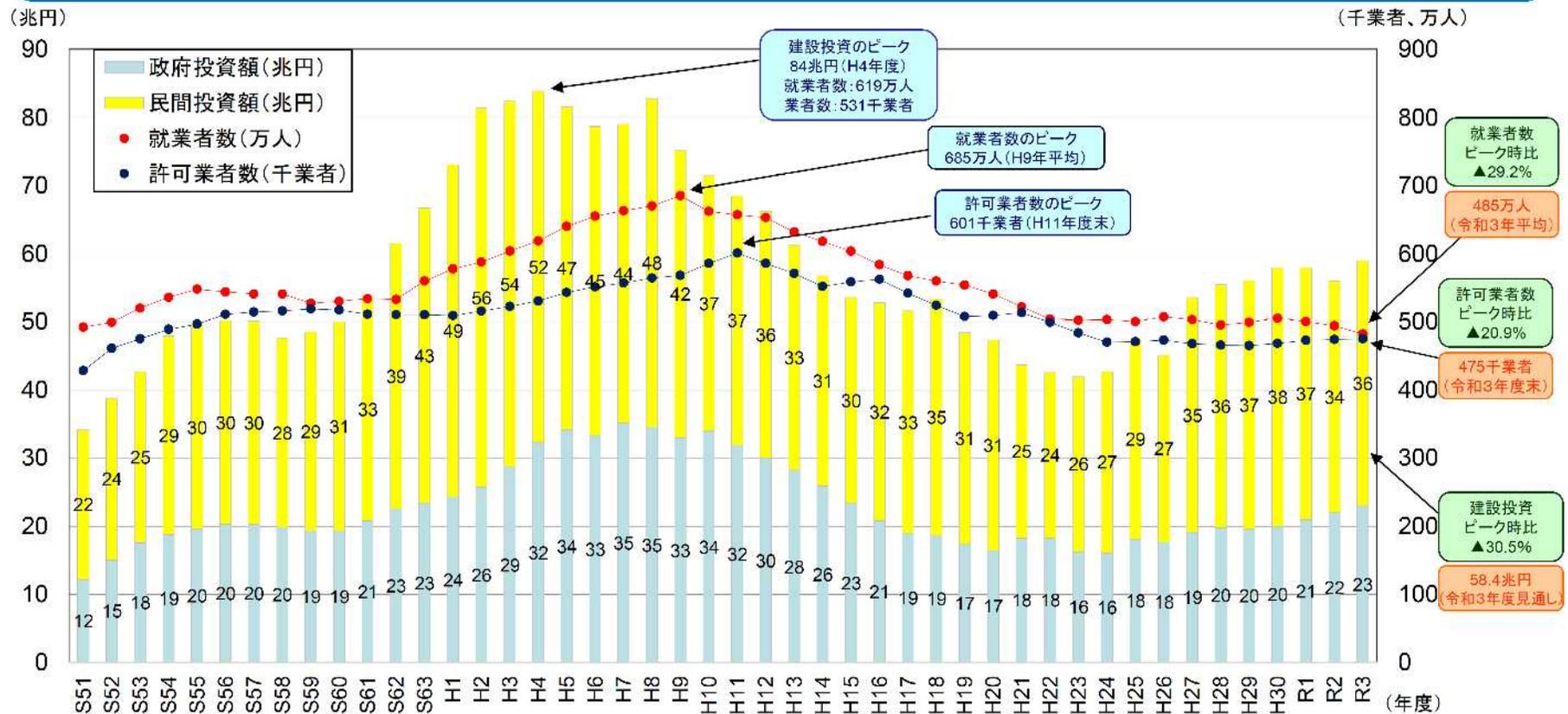
## 2 1 工事監督補助業務の仕様書

- 工事監督補助業務標準仕様書
  - 提出書類(経歴書、業務計画書など)
  - 備え付けの書類(貸与)  
(工事請負契約書、施工計画書など)
  - 準備するもの(各種都の基準類)
  - 成果報告(業務日誌、工事打合せ簿)
  - 監督業務分担表
  
- 工事監督補助業務特記仕様書

# 2 2 建設業を取り巻く現状と課題

## 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成23年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約58.4兆円となる見通し（ピーク時から約31%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万人で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度（2018年度）まで実績、令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）は見込み、令和3年度（2021年度）は見通し

注2 許可業者数は各年度末（翌年3月末）の値

注3 就業者数は年平均。平成23年（2011年）は、被災3県（岩手県・宮城県・福島県）を補元推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年（2015年）産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

# 2 2 建設業を取り巻く現状と課題

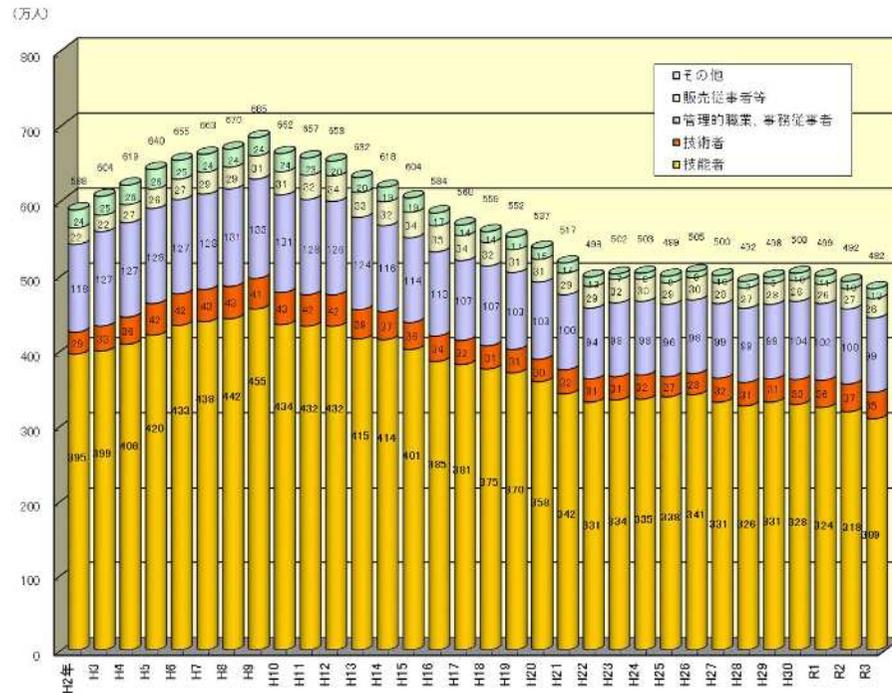
## 建設業就業者の現状

### 技能者等の推移

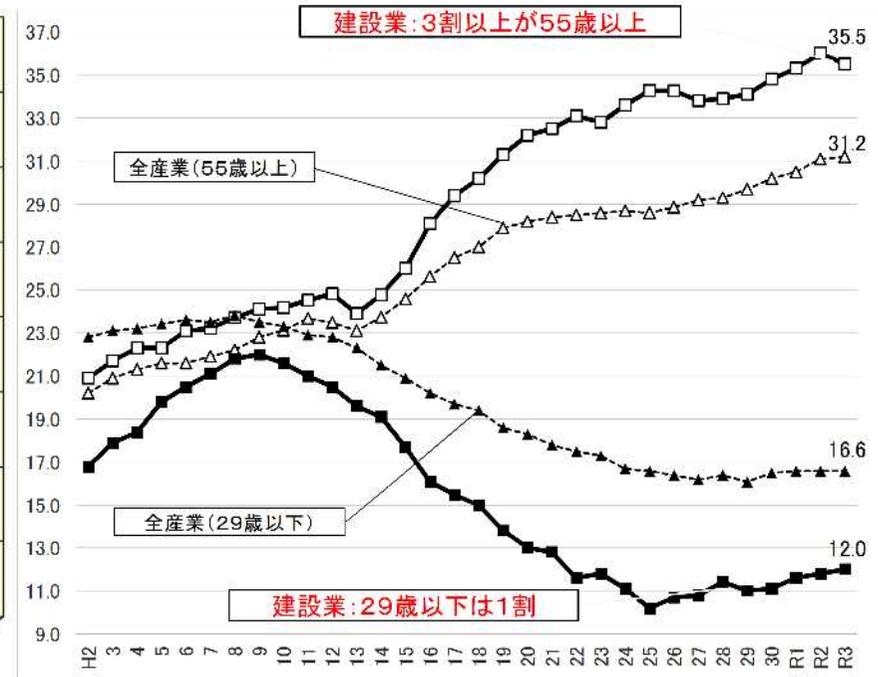
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 482万人(R3)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 35万人(R3)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 309万人(R3)

### 建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が35.5%、29歳以下が12.0%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。  
※実数ベースでは、建設業就業者数のうち令和2年と比較して55歳以上が6万人減少(29歳以下は増減なし)。



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出  
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値)



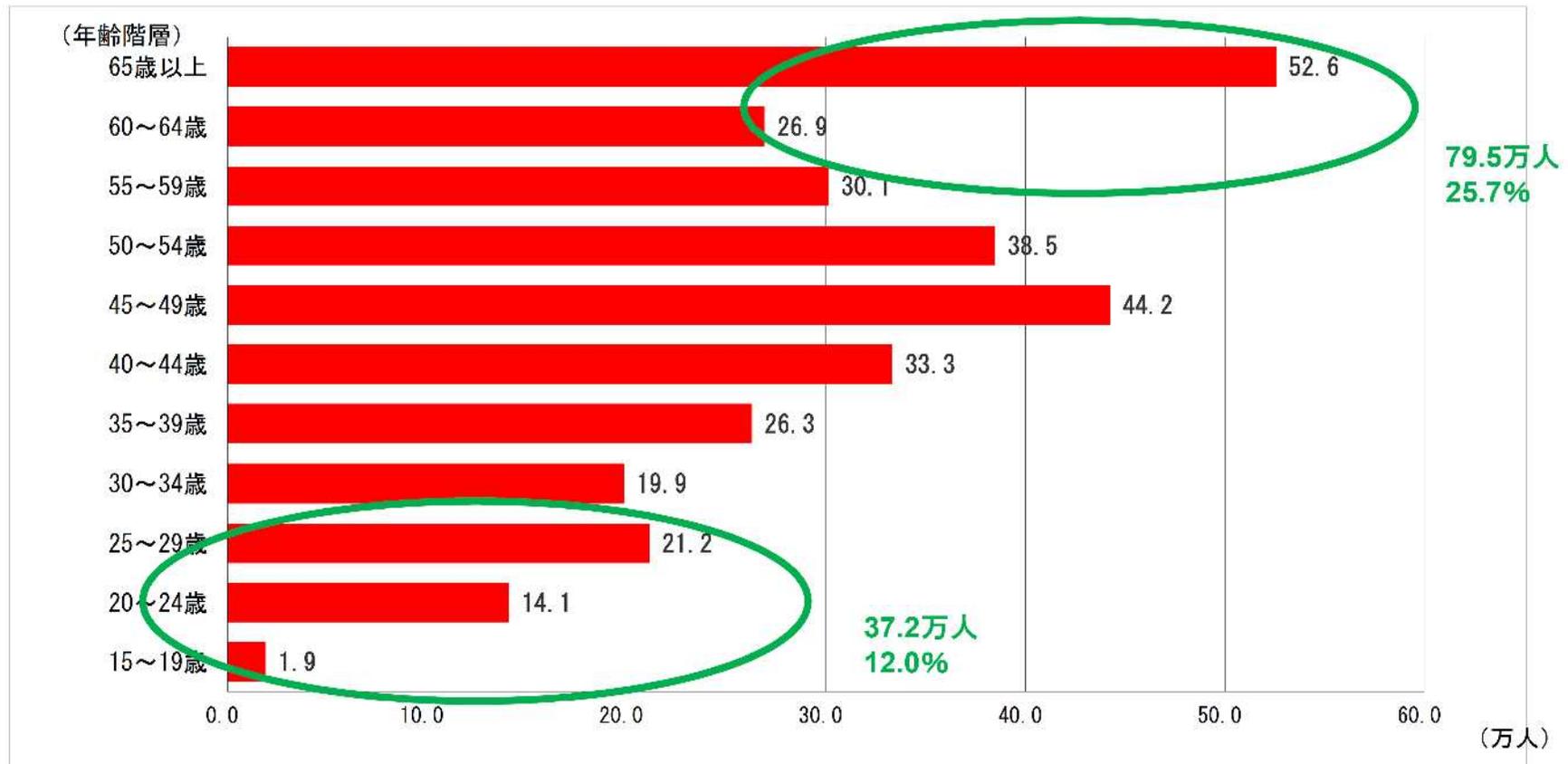
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

# 2 2 建設業を取り巻く現状と課題

## 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.7%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

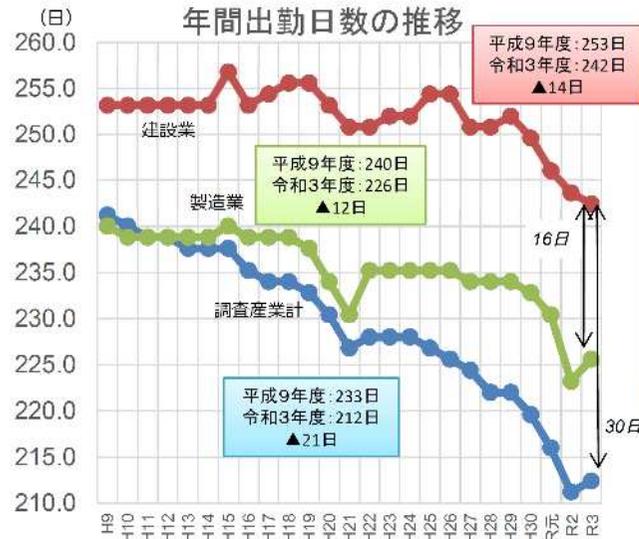
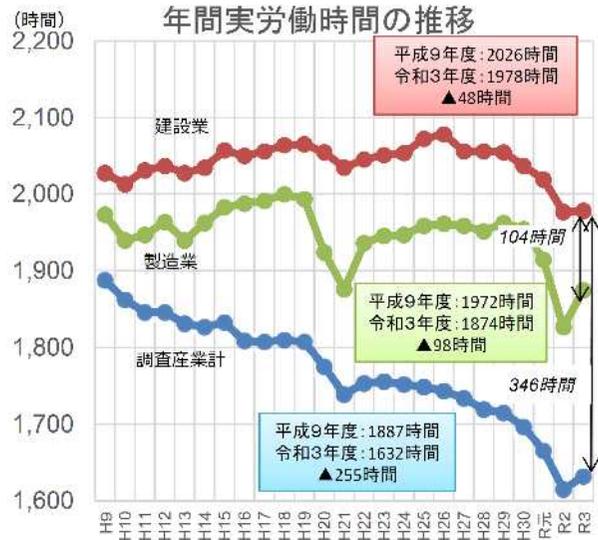
➡ **担い手の処遇改善、働き方改革、生産性向上**を一体として進めることが必要



出所:総務省「労働力調査」(令和3年平均)をもとに国土交通省で推計

# 2 2 建設業を取り巻く現状と課題

## 建設産業における働き方の現状



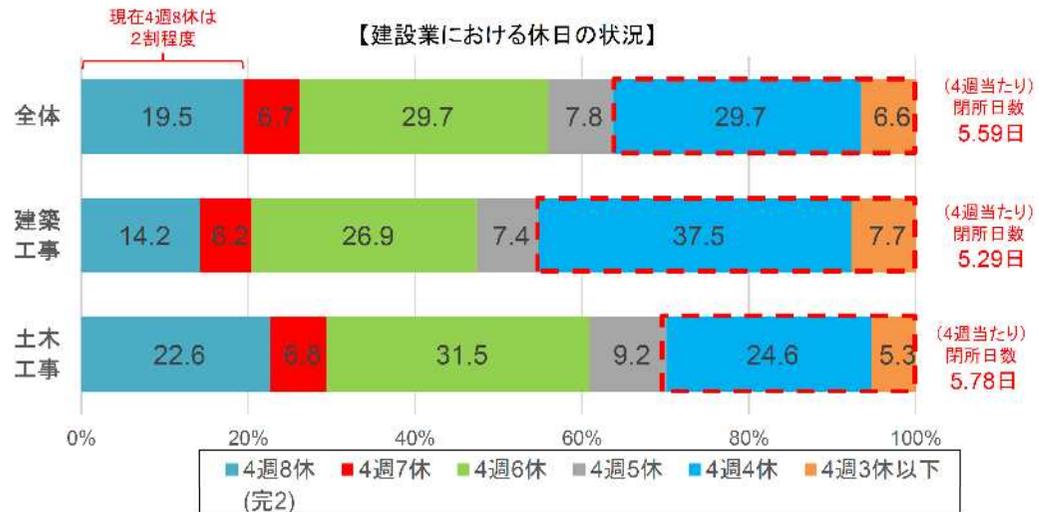
○ 年間の総実労働時間については、全産業と比べて340時間以上(約2割)長い。また、20年程前と比べて、全産業では約255時間減少しているものの、建設業は約50時間減少と減少幅が小さい。

※ 厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

○ 建設工事全体では、技術者の約4割が4週4休以下で就業している状況。

※建設工事全体には、建築工事、土木工事の他にリニューアル工事等が含まれる。  
※日建協の組合員の技術者等を対象にアンケート調査。

出典: 日建協「2020時短アンケート」を基に作成



# 23 新担い手三法

## 新・担い手3法（品確法と建設業法・入契法の一体的改正）について（令和元年6月成立）

平成26年に、公共工物品確法と建設業法・入契法を一体として改正※し、適正な利潤を確保できるよう予定価格を適正に設定することや、ダンピング対策を徹底することなど、建設業の担い手の中長期的な育成・確保のための基本理念や具体的措置を規定。

※担い手3法の改正（公共工物品質確保の促進に関する法律、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）

### 新たな課題・引き続き取り組むべき課題

相次ぐ災害を受け地域の「守り手」としての建設業への期待  
働き方改革促進による建設業の長時間労働の是正  
i-Constructionの推進等による生産性の向上

新たな課題に対応し、  
5年間の成果をさらに充実する  
新・担い手3法改正を実施

### 担い手3法施行(H26)後5年間の成果

予定価格の適正な設定、歩切りの根絶  
価格のダンピング対策の強化  
建設業の就業者数の減少に歯止め

### 品確法の改正 ～公共工事の発注者・受注者の基本的な責務～ <議員立法※>

※平成17年の制定時及び平成26年の改正時も議員立法

<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な工期設定（休日、準備期間等を考慮）</li> <li>・施工時期の平準化（債務負担行為や繰越明許費の活用等）</li> <li>・適切な設計変更（工期が翌年度にわたる場合に繰越明許費の活用）</li> </ul> </li> <li>○受注者（下請含む）の責務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・適正な請負代金・工期での下請契約締結</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者・受注者の責務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報通信技術の活用等による生産性向上</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者の責務           <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急性に応じた随意契約・指名競争入札等の適切な選択</li> <li>・災害協定の締結、発注者間の連携</li> <li>・労災補償に必要な費用の予定価格への反映や、見積り徴収の活用</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○調査・設計の品質確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公共工事に関する測量、地質調査その他の調査及び設計」を、基本理念及び発注者・受注者の責務の各規定の対象に追加</li> </ul> </li> </ul>
<p><b>働き方改革の推進</b></p>	<p><b>生産性向上への取組</b></p>	<p><b>災害時の緊急対応強化 持続可能な事業環境の確保</b></p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○工期の適正化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央建設業審議会が、工期に関する基準を作成・勧告</li> <li>・著しく短い工期による請負契約の締結を禁止（違反者には国土交通大臣等から勧告・公表）</li> <li>・公共工事の発注者が、必要な工期の確保と施工時期の平準化のための措置を講ずることを努力義務化&lt;入契法&gt;</li> </ul> </li> <li>○現場の処遇改善           <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険の加入を許可要件化</li> <li>・下請代金のうち、労務費相当については現金払い</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○技術者に関する規制の合理化           <ul style="list-style-type: none"> <li>・監理技術者：補佐する者(技士補)を配置する場合、兼任を容認</li> <li>・主任技術者(下請)：一定の要件を満たす場合は配置不要</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時における建設業者団体の責務の追加           <ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業者と地方公共団体等との連携の努力義務化</li> </ul> </li> <li>○持続可能な事業環境の確保           <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理責任者に関する規制を合理化</li> <li>・建設業の許可に係る承継に関する規定を整備</li> </ul> </li> </ul>	

### 建設業法・入契法の改正 ～建設工事や建設業に関する具体的なルール～ <政府提出法案>

# 24 時間外労働の上限規制

(平成31年4月1日 改正労働基準法が施行、建設業は令和6年4月1日から適用)

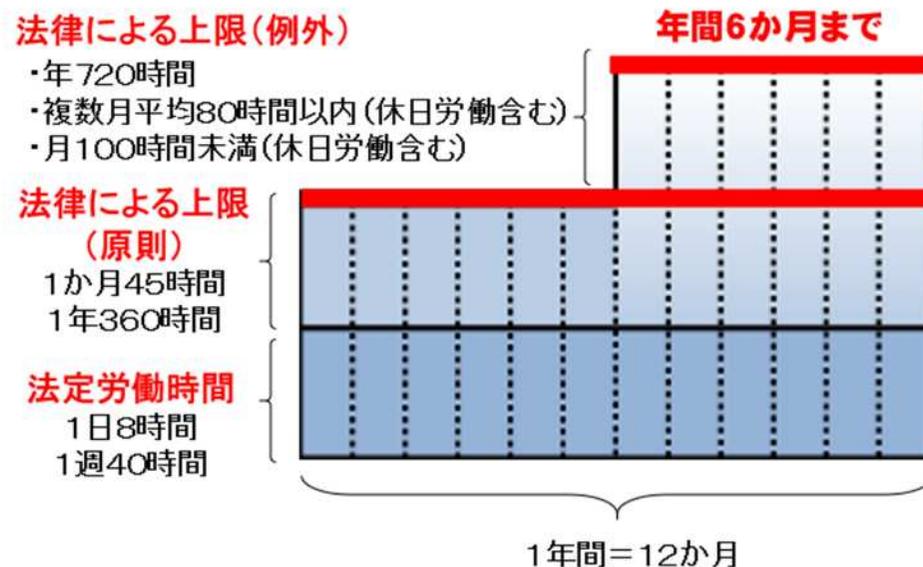
■これまで、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限の基準（大臣告示）は、**適用除外**とされていた

■**令和6年4月1日以降**、建設業においても、時間外労働の上限は、原則として**月45時・年360時間**とし、**臨時的な特別の事情**がなければこれを超えることはできない

■**臨時的な特別の事情があつて労使が合意する場合（特別条項）でも、以下超過不可**

- ・時間外労働が年**720時間**以内
  - ・時間外労働と休日労働の合計が月**100時間**未満※
  - ・時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て1か月当たり**80時間**以内※
  - ・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年**6**か月まで
- ※災害時の復旧・復興の事業に関しては適用されない

■上記に違反の場合、**罰則**（6か月以下の懲役または30万円以下の罰金）が適用



出典：厚生労働省HP

# 25 工事情報共有システムの原則活用の徹底

## 「工事情報共有システム（ASP方式）」について

- 紙媒体へ社印押印が必要だった工事関係書類（契約・支出関係を除く）も電子決裁が可能に
- 改正労基法施行で令和6年4月に迫った建設業に対する労働時間の罰則付き上限規制への対応に向け、受注者からは生産性向上による労働時間短縮のため、**工事情報共有システム活用を一層推進してほしい強い要望があり**
- 改正品確法運用指針にも利用推進が明記された工事情報共有システムについて、**原則活用を徹底して頂きたい**

### 概要・効果

#### 概要

- 情報を発注者と受注者双方の関係者で共有できるよう、工事情報共有システムの活用を推進する

#### 効果

- **ペーパーレスの推進**      ■ 大容量データのやりとり
- **移動時間の短縮**（事務所⇔現場間の移動等）
- 日程調整の効率化      ■ 電子決裁の推進

### 概念図

#### ■ 情報共有システム（ASP）概念図



#### ■ 機能例



Webを介して決裁を行うことで、対面回数の削減、決裁状況の見える化、ワンデレスポンスの効率化

質疑事項の回答と決定、変更箇所などの過程を記録でき、状況確認を行いながら業務の履行が可能

検尺の立ち合いや打合せなど、複数業務のスケジュールを管理でき、日程調整などの効率化

BIM/CIMデータをweb上で表示しながら打合せを実施。変更事項を適宜反映可能

大容量データの共有や、変更履歴の管理を行うことにより、業務履行を効率化

#### <利用者の声> (職員)

- 電子のほうが職員間の情報共有が早い
- システムで電子決裁すればペーパーレス・ハンコレスにつながる

#### (受注者)

- システム利用によりインターネット経由で書類の提出が可能となり、受注者の移動時間が削減可能
- 監督員から利用を断られることがある
- システム利用を原則とする方針にしてほしい**

**※令和5年度より、土木工事・土木設備工事は原則活用**

**※「全件数」と「ASP活用件数」で算出する「ASP実施率%」を部署別に集約。**

# 2 6 工事関係図書の書類削減・簡素化

「受注者等提出書類処理基準・同実施細目」において、工事関係書類の提出を**不要**または**簡素化**する場合の取扱いを規定

**提出不要としている書類は「一応」「念のため」「慣例」「紙以外での確認が面倒」等で提出を求めない**

番号	【様式番号】 名称	分類		備考 ※一部抜粋
		提出 不要	簡素化	
1	【統一1】 工事着手届	○		契約工期の始期が明確になっている場合は提出不要
2	【統一3】 経歴書	○		監理技術者が監理技術者資格者証を提示した場合には、提出不要
3	【統一8】 下請負届	○		施工体制台帳及び施工体系図に記載がある場合は、提出不要
4	【統一9】 下請負者一覧表	○		同上
5	【統一18】 主要資材発注予定報告書	○		主要資材の発注予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要
6	【統一19】 材料搬入予定調書	○	○	材料の搬入予定を施工計画書等に記載する場合は、提出不要
7	【統一24】 休日等の工事施工届	○	○	設計図書に休日等の工事施工の定めがある場合は、提出不要
8	【統一25】 ( ) 承諾申請書		○	材料承諾時において、材料の仕様をJIS等で指定している場合に、当該証明書のみで材料等の概要が分かるものやWEB上で資料を公開しているものはURLを記載することで、カタログ等の添付を省略 <b>※別途使用材料記載箇所の土木材料仕様書や種別内訳書の写し等は提出を求めない</b>
9	【別記様式甲第140号】 下請負契約実績調書	○		施工体制台帳及び施工体系図に記載がある場合は、提出不要
10	コリンズ登録に関する書類	○		オンラインで確認が可能な場合は、提出不要

【工事書類の二重提出禁止】 (例) 工事情報共有システムと紙、工事情報共有システムとメール

# 27 建設現場の遠隔臨場

## 1. 遠隔臨場について

受注者がウェアラブルカメラ<sup>※</sup>等を用いて、監督員等と双方向の通信を行い、撮影した映像と音声と同時に配信することで、現場へ臨場して行っていた立会や材料検査等を遠隔で実施すること。

※ウェアラブルカメラ：ヘルメットや体に装着や着用可能なデジタルカメラの総称

## 2. 試行の目的

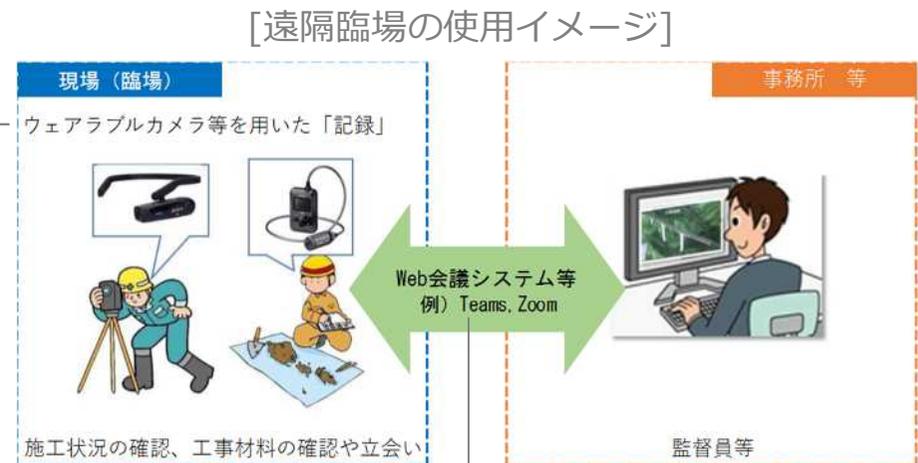
- ・受発注者の建設現場の働き方改革や生産性の向上を図る。
- ・建設局が施工する工事・委託において、受発注者の業務効率化を図る。
- ・アンケート調査等を通じて、監督・検査等における適用範囲や課題を検証する。

## 3. 適用範囲

- ・工事：土木、建築、土木設備、建築設備  
上記の工事現場における「施工状況の確認」、  
「工事材料の検査」、「中間検査」、「立会い」
- ・地質調査委託の「立会い」

## 4. 費用

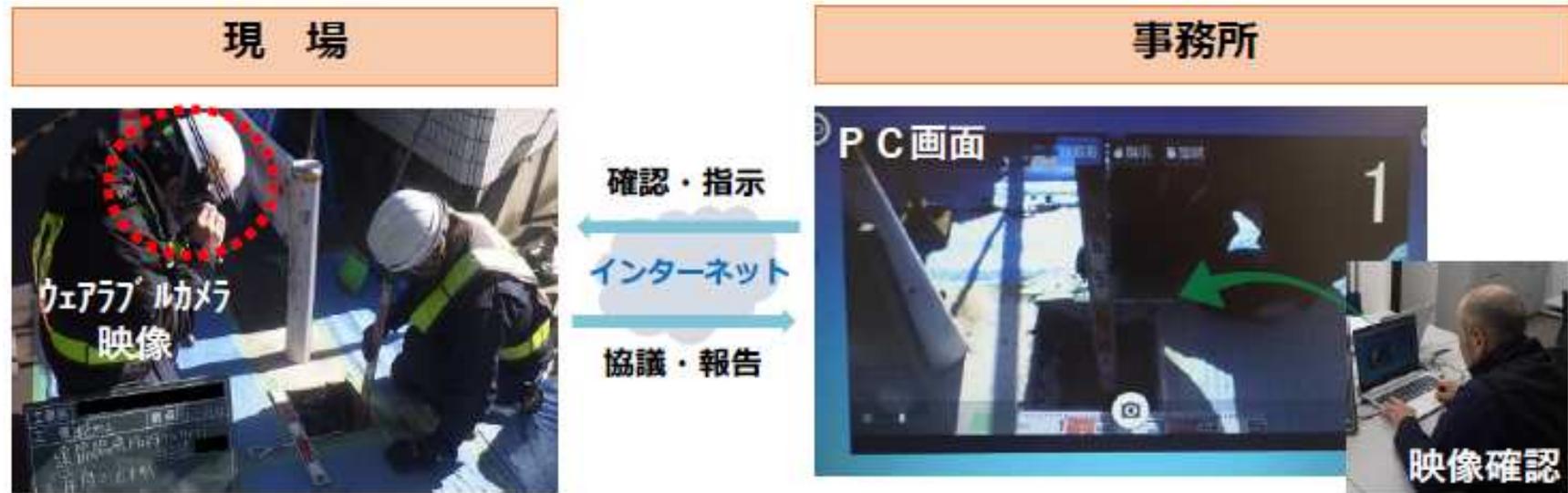
- ・共通仮設費の技術管理費に積み上げ
- ・適用範囲のうち、「その他」のみの場合は、受注者負担



**工事情報共有システム (ASP) の  
Web会議室も可能**

# 27 建設現場の遠隔臨場

【遠隔臨場の活用事例（車止め工における床付の出来形確認）】



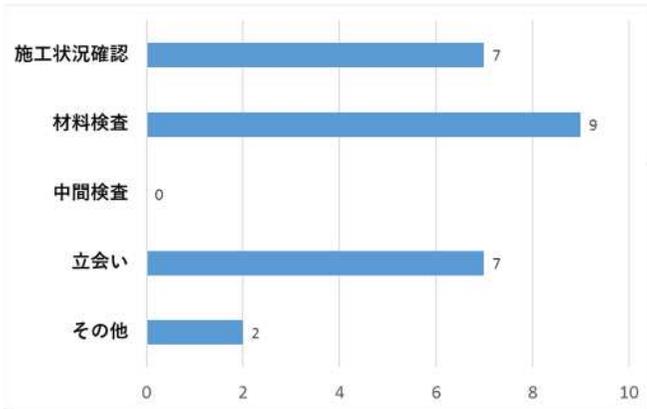
現場の状況を映像データ等により事務所へ報告

現場から送信された映像データを事務所にて確認

# 27 建設現場の遠隔臨場

## 6. 遠隔臨場の活用促進への取り組み（令和4年度）

[遠隔臨場の適用範囲内訳]

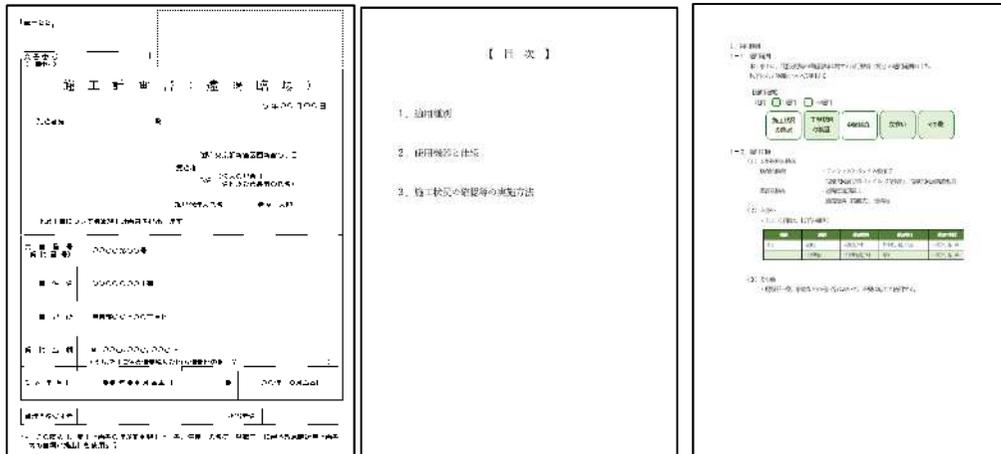


(件)

[遠隔臨場を活用した現場の主な意見]

- 受注者
  - ・発注者と時間調整がしやすい。（立会設定時間の制約が緩和）
  - ・記録に残るため、立会い状況を後日閲覧、確認することができる。
  - ・記録データがクラウド上から容易にダウンロードでき、記録整理の省力化になった
- 発注者
  - ・現場までの往復の移動時間が削減できた
  - ・移動時間を他の業務に充てるなどの活用により、業務の効率化ができた
- 共通
  - ・施工場所によっては映像・音声乱れがあった
  - ・感染症対策になった

[施工計画書の記載例]



[事例集の一例]

工事戸名：中川橋本新築工事（その他）  
 工期：令和3年12月19日～令和5年2月28日  
 発注者：東京都建設局 受注者：株式会社 池田建設共同企業体

【工事概要】  
 河川にわたり想定される最大級の洪水が発生した場合においても、鋼は等が機能を保持し、河川等による池が溢漏を防止するため、鋼はの耐震補強工事を実施する。

【主な工種】  
 水中掘削工：6,400㎡ 土留掘削工：5,888㎡  
 深層改良杭工（φ1600 L=3.0~20.0m）679本  
 高圧噴射杭工（φ700 L=3.0~20.0m）310本

【遠隔現場を活用した範囲】

(1) 施工状況の確認	(2) 工事材料の検査	(3) 中間検査	(4) 立会い	(5) その他
-------------	-------------	----------	---------	---------

【具体的な確認項目】  
 【施工状況】荷役係員投入工、地盤改良工、竣工セキの確認  
 【材料検査】荷役係員材料検査  
 【立会い】地盤改良工セキレーション確認、高コンクリート工由使用確認

【「撮影」と「配信」に関する使用機器など】

使用機器等	製品名・アプリ名
（撮影）	
ウェアラブルカメラ	SafePocket2
（配信）	
クラウドによる動画の配信・録画サービス	Safeクラウド録画サービス

【施工状況の確認（鋼は係員投入工、竣工セキの状況）】

【撮影のイメージ】

【効果】  
 立会日の現場待機時間や立会日の外出時間の削減が、立会いスケジュールの調整が行いやすかった。また、遠隔現場の記録データがクラウド上から容易にダウンロードでき、記録整理の省力化が図れた。  
 担当者間の連絡・報告がやりやすくなり、遠隔イメージやアラート機能の活用により、異常発生時の対応・発生確認が容易になった。  
 使用経緯や配信履歴等の確認により、映像・音声確認の履歴（前後のしりぞき）も参照できると考えられる。また、竣工セキの状況と鋼は係員の撮影の映像の取得履歴がわかる。

【発注者】

【効果】  
 遠隔現場により事務所内で確認が可能となり、現場までの往復の移動時間が削減できた。その時間を他の業務に充てることにより、効率的に業務を進めることができた。また、遠隔現場での立会いにより、竣工セキの状況、映像、遠隔現場の手続きを容易に確認できることができた。

実施要領、建設現場における遠隔臨場事例集、施工計画書記載例等は建設局HPに掲載  
<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/appli/ukeoi/index.html#enkakurinjo>

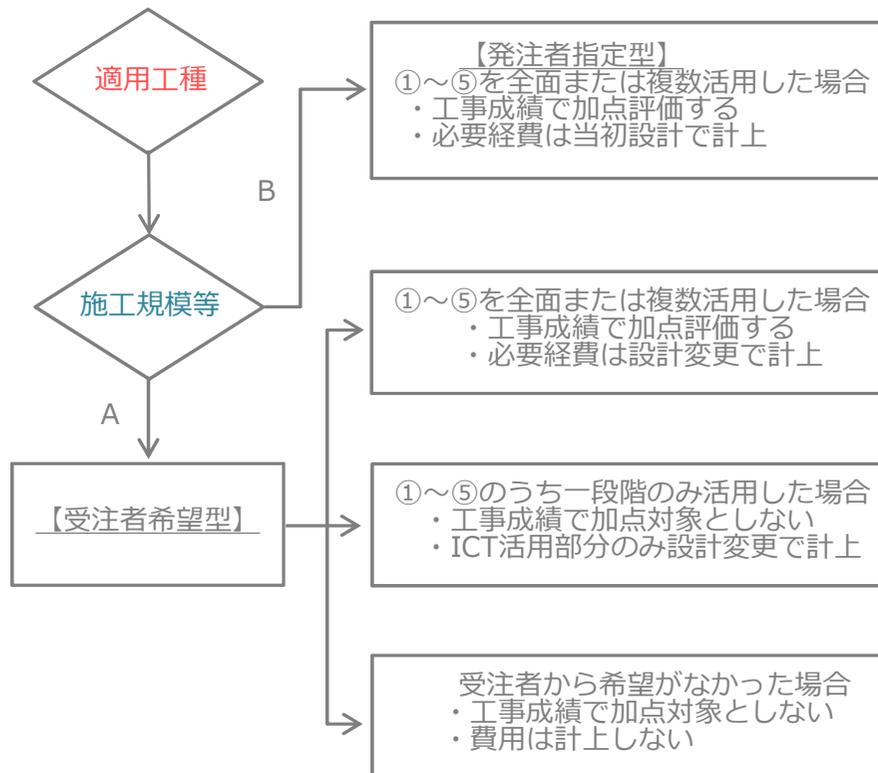
# 2 8 ICT活用工事

## 【実施要領の概要】

### ■ ICT活用工事の施行ステップ



### ■ フロー図



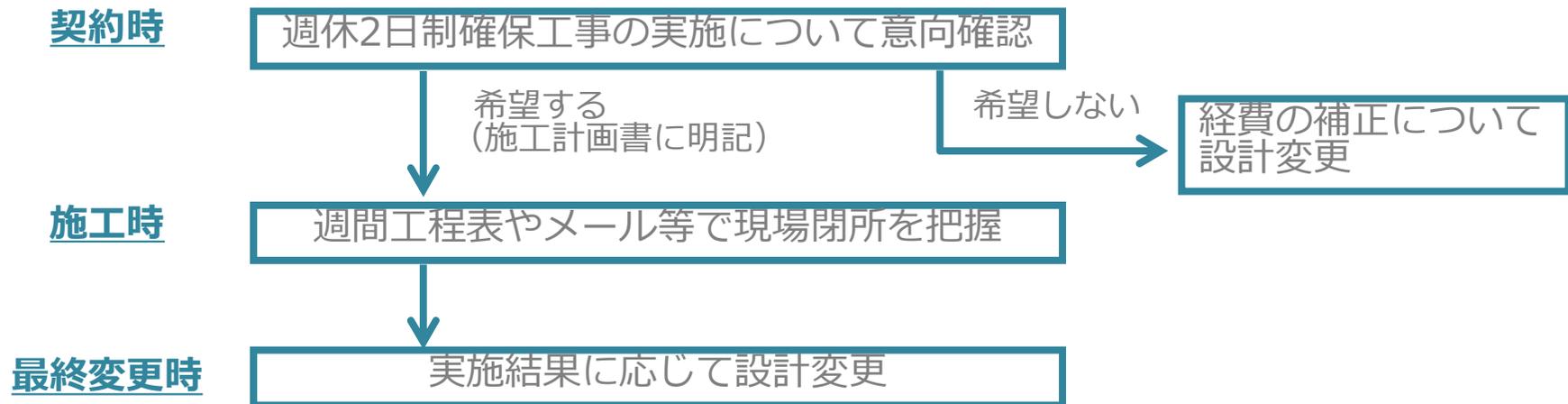
適用工種	施工規模等	
	A	B
土工	1,00m <sup>3</sup> ≤ 土工数量 < 7,000m <sup>3</sup>	7,000m <sup>3</sup> ≤ 土工数量
舗装工	1,000m <sup>2</sup> ≤ 路盤工面積 < 10,000m <sup>2</sup>	10,000m <sup>2</sup> ≤ 路盤工面積
舗装工 (修繕工)	施工量問わず、舗装修繕工がある工事	-
浚渫工	1,000m <sup>3</sup> ≤ 浚渫数量	-
地盤改良工	施工量問わず、地盤改良工がある工事	-
法面工	施工量問わず、法面工がある工事	-

※ 発注者指定型とする際には、GNSSの受信環境により、ICT建機による施工が困難な場合があるため留意すること。

# 29 週休2日制確保工事

## 【実施要領の概要】

- 内容 : ①4週6休以上の『現場閉所』  
②休日作業が必要となる維持工事や災害復旧工事等、現場閉所が馴染まない工事は、『交替制』
- 対象 : 全土木工事を対象
- 費用 : 週休2日の必要経費として、発注時に共通仮設費率と現場管理費率、労務費、機械賃料の補正を適用
- 業務の流れ



- 成績評定 : 4週8休以上の現場閉所または技術者及び技能労働者の休日率を達成場合は『創意工夫と熱意』の項目で加点  
(週休2日を実施できなかった場合であっても減点を行わない)

# 工事安全における発注者の役割

(建設局監督基準)

## 3. 3. 1 安全対策の徹底

監督員は、工事施工中、公衆に及ぼす災害※<sup>1</sup>及び工事従事者※<sup>2</sup>の事故を防止するための安全対策の徹底を受注者に指示し、工事の施工にともなう事故の防止に努めなければならない。

※<sup>1</sup>・・・第三者事故、※<sup>2</sup>・・・受注者事故

# 工事安全における受注者の役割

## 【土木工事標準仕様書 1.4.1 工事中の安全衛生確保】

- 『土木工事安全施工技術指針』等を参考に、常に工事安全に留意して現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- 『建設工事公衆災害対策要綱』を遵守し、第三者事故防止を図らなければならない。
- 受注者は、工事における安全の確保を全てに優先させ、労働安全衛生法等の関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。

## 【土木工事標準仕様書 1.4.6 交通安全管理】

- 受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について、監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、『道路工事保安施設設置基準』等に基づき、安全対策を講じなければならない。

# 令和5年度 建設局工事安全対策目標

令和4年度は、令和3年度に減少していた、はさまれ・巻き込まれによる受注者事故や架空線・地下埋設物への接触による第三者(物損)事故が多く、特にバックホウやクレーンといった重機作業中での事故が散見される(13/24件(工事・委託))。

これらの事故は、事前調査不足等による作業計画の不備や、定めた施工計画に即した作業が実施されていないこと確認されており、**適切な作業計画の立案と遵守の取組が工事事故のリスクを減らす**ことに繋がる。

また、令和4年度の工事事故では、**安全衛生規則やクレーン等安全規則、事故防止の原則等を遵守できていなかったものが多く、監督員は作業計画にこれらの基本的事項が確実に反映されていることを確認**するとともに、日々のKY活動等を通じて、元請けから下請けの作業員一人一人に周知・浸透させ、事故の危険を摘むことこそ重要である。このため、令和4年度の工事事故事例等を踏まえ、令和5年度の工事安全対策目標及びサブタイトルは下記の通りとする。

[令和5年度工事安全対策目標]

**『適切な作業計画の立案と遵守の徹底』**  
**～安全衛生規則や事故防止の原則等の基本的事項の反映～**



加えて、令和5年度(10月末時点)は「墜落・転落」による受注者事故、閉鎖管理・誘導の不備」による人身事故の件数が増加している。これらの事故は、ヘルメットなどの保護具の不適切な使用や道路工事等協議書が守られていない規制帯であった等、**基本的な部分が守られず事故に至っている**。

令和2年度より局工事安全対策委員会にて「重大事故」を設定

## ■ 社会的に影響のある事故

⇒ **プレス発表**を伴うような事故

(例)

- ・ 死傷者が発生した場合
- ・ 都民生活に与える影響が大きなもの（大規模停電、幹線道路の通行止め）

## ■ 著しく安全管理を怠ったことによる事故

⇒ **明らかな過失**が認められる事故や**一歩間違えると都民生活に重大な影響を与える**恐れが想定されるもの

(例)

- ・ 同一箇所複数回事故を起こした場合
- ・ ごく基本的な作業手順を遵守せずに事故を起こした場合

# 令和5年度事故発生状況（10月末時点）

## （1）局工事・委託業務、協定工事等の事故件数（R2年度～R5年度）（件）

		R2	R3	R4	R5 (10月末時点)	【参考】 R4 (10月末時点)
	局工事	27	13	22	11	11
	局委託業務	6	2	2	11	1
	合計	33	15	24	22	12
参考	協定工事等	7	5	5	3	0

協定工事等・・・協定工事（連立事業、道路公社・公園協会、区市等）、指定管理業務

### 【工事の事故発生件数】

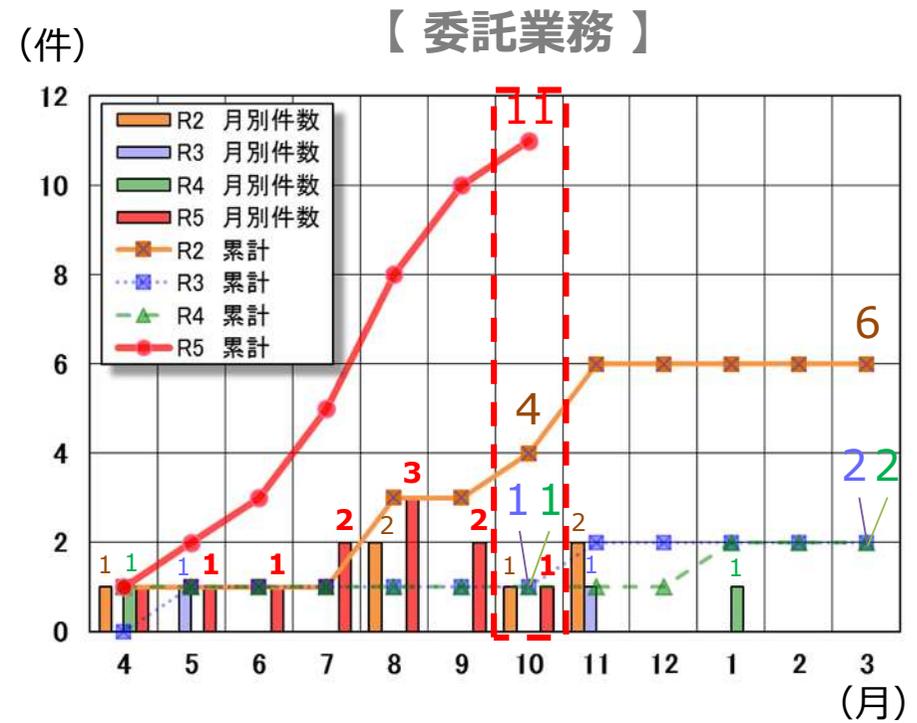
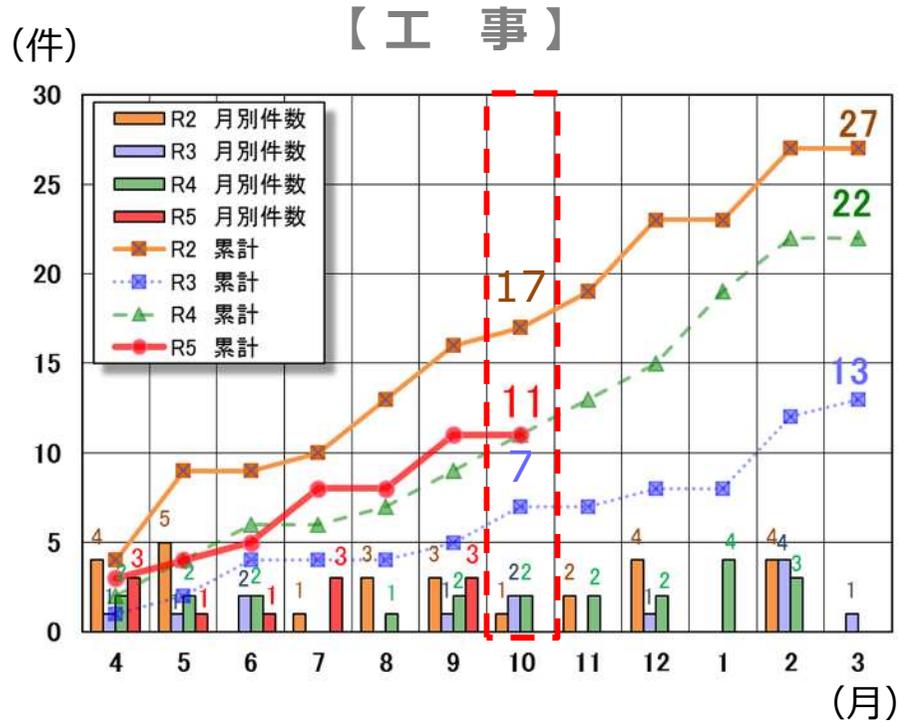
- ・過去3年間は、15件から30件程度の事故が発生
- ・今年度は、10月末時点で11件と**令和4年度と同件数**発生

### 【委託の事故発生件数】

- ・過去3年間は、2件から6件程度の事故が発生
- ・今年度は、10月末時点で11件と**既に過年度の年間事故件数を超える事故**が発生

# 令和5年度事故発生状況（10月末時点）

## （2）局工事・委託業務の事故発生状況（R2年度～R5年度）

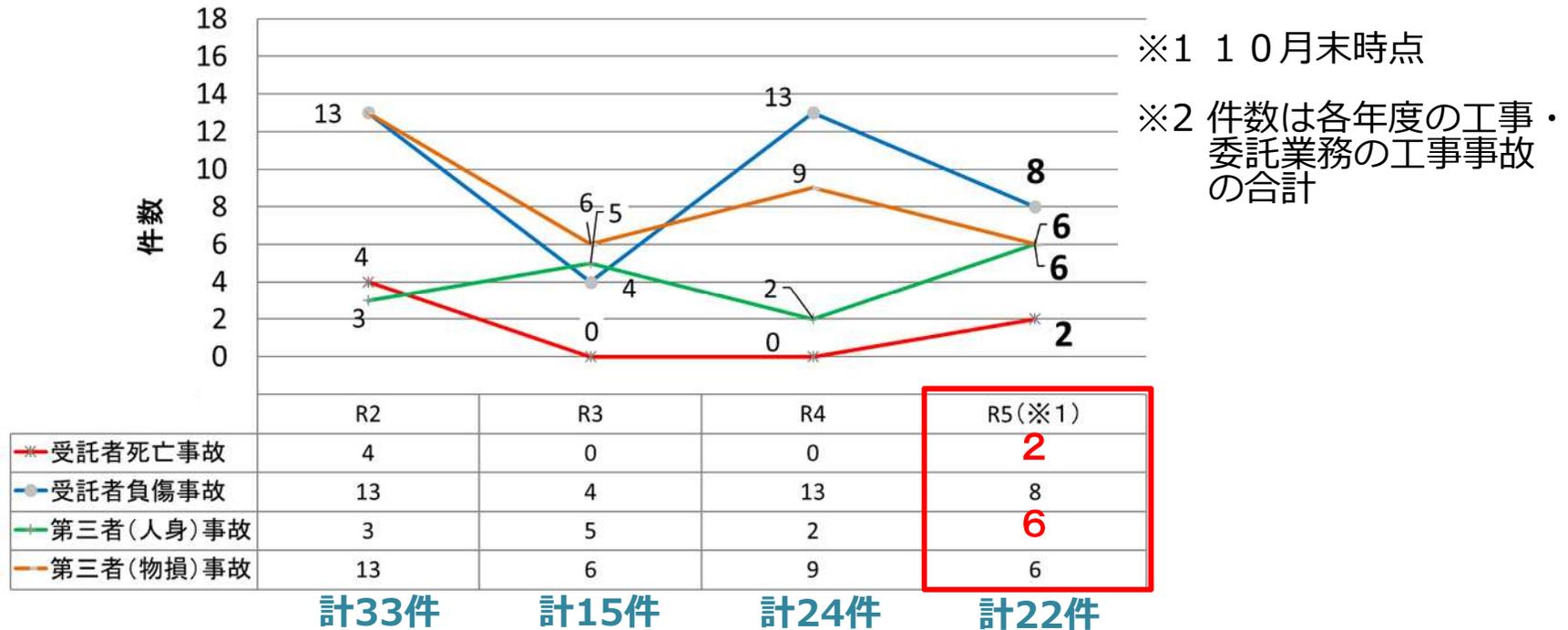


【工事の事故発生件数】  
 ・今年度は、例年と同程度発生している。

【委託の事故発生件数】  
 ・過去は発生件数0件の月もあるが、**今年度は毎月1件以上発生**している。

# 令和5年度事故発生状況（10月末時点）

## （3）被災被害別局事故件数（工事・委託業務）の推移（R2年度～R5年度）



### 【過年度の事故発生件数】

- ・令和3、4年度は、**受注者死亡事故0件**
- ・受注者負傷事故と第三者（物損）事故が多く発生

### 【令和5年度（10月末時点）の事故発生状況】

- ・令和3年度以降発生していなかった、**受注者死亡事故が2件発生**
- ・**第三者の人身事故が6件**と過年度と比較して増加

# 令和5年度事故発生状況（10月末時点）

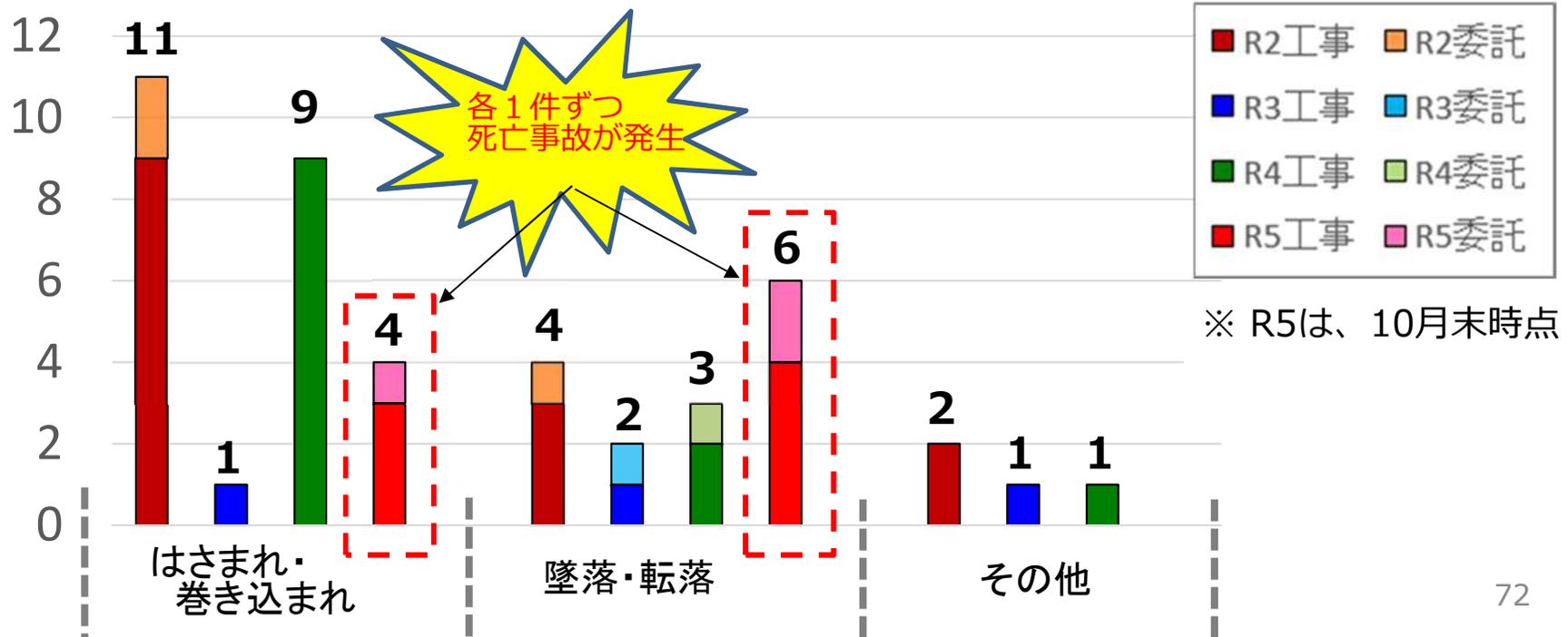
## （4）局工事・委託業務における受注者事故の内訳（令和2年度～令和5年度）

### 【過年度の傾向】

- 令和3年度を除き「**はさまれ、巻き込まれ**」による事故が最も多く発生（令和4年度は受注者事故の7割）  
⇒令和4年度は、9件の内5件が重機に起因する事故

### 【令和5年度の傾向】

- 「**墜落・転落**」事故が多く発生しており、過年度の年間発生件数以上。  
⇒内1件は、河川への落水による**死亡事故**
- 「はさまれ、巻き込まれ」事故も4件発生し、うち1件はダンプの轢過による**死亡事故**



# 令和5年度事故発生状況（10月末時点）

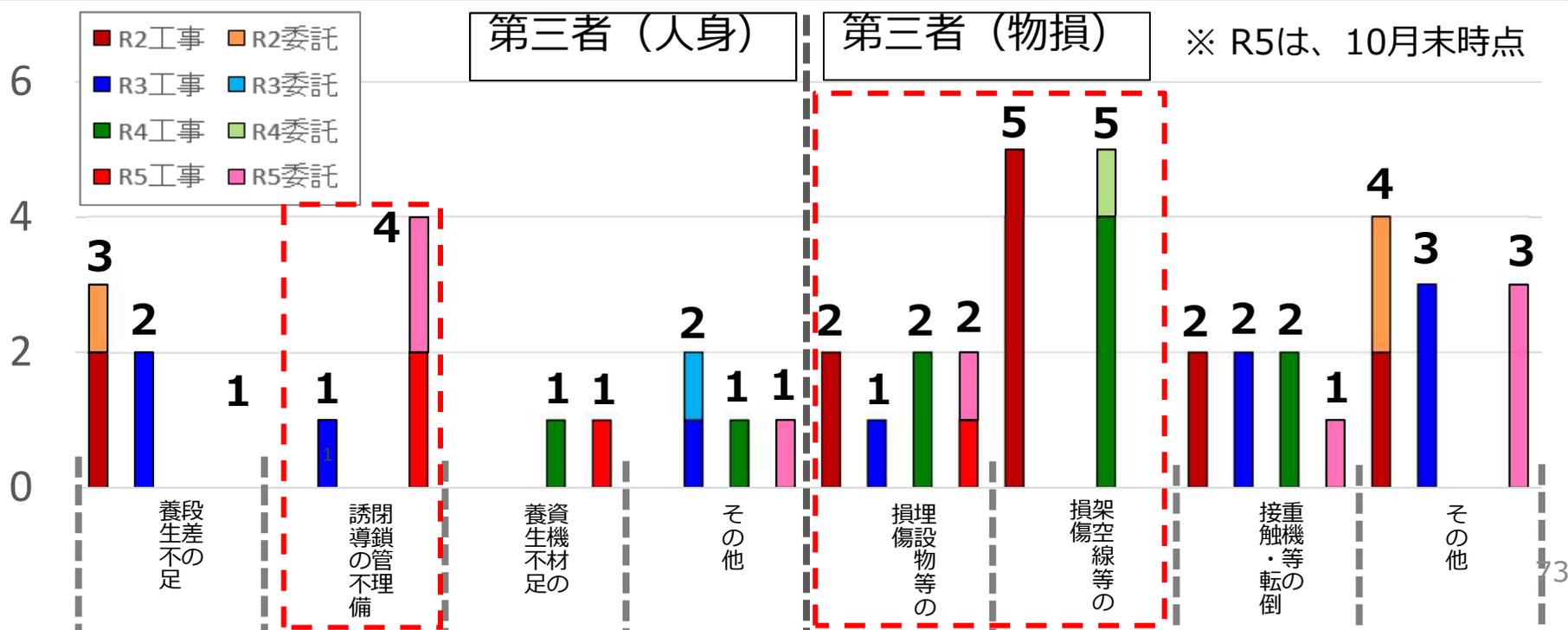
## （5）局工事・委託業務における**第三者事故**の内訳（令和2年度～令和5年度）

### 【過年度の傾向】

- ・令和3年度を除き「**架空線・埋設管の損傷**」による物損事故が多く発生（令和4年度第三者事故の6割）
- ・「**重機等の接触・転倒**」による物損事故も毎年一定数発生

### 【令和5年度の傾向】

- ・近年減少していた「**閉鎖管理・誘導の不備**」による**人身事故が4件発生**  
⇒作業帯に開口部があり第三者が進入し負傷、交通誘導員の誤った誘導による事故等
- ・「埋設物等の損傷」による事故が2件発生（過年度と同程度）、**架空線等の損傷事故は発生していない**



# 発生形態別の事故事例

---

## 【令和4年度の工事事故傾向】

「重機作業中での事故」が多く発生(13/24件(工事・委託業務))

- (1) はさまれ・巻き込まれによる受注者事故 ← **令和5年度死亡事故発生**
- (2) 架空線・埋設物の損傷事故
- (3) 重機等の接触・転倒による第三者(物損)事故

## 【令和5年度の工事事故傾向】

「墜落・転落」による受注者事故、「閉鎖管理・誘導の不備」による人身事故の件数が増加傾向

- (4) 「墜落・転落」による受注者事故 ← **令和5年度死亡事故発生**
- (5) 「閉鎖管理・誘導の不備」による第三者(人身)事故

# 発生形態別の事故事例

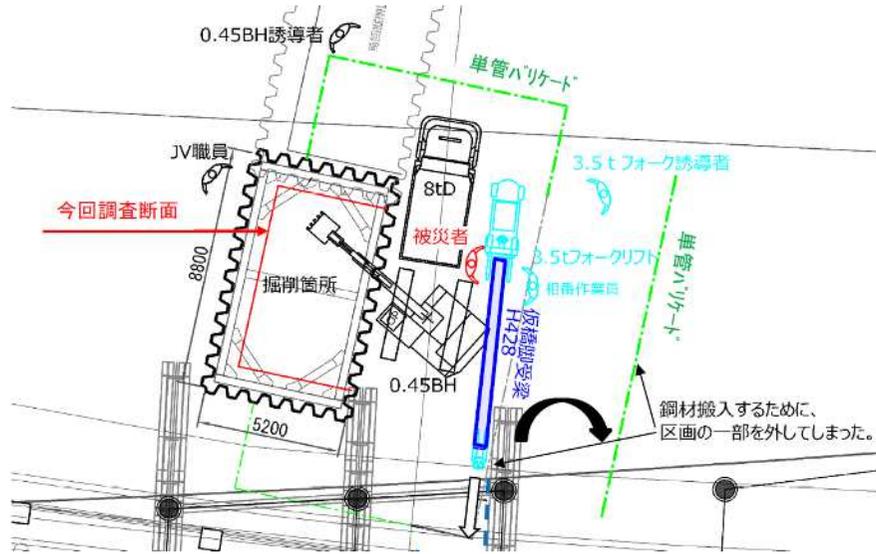
---

(1) はさまれ・巻き込まれによる  
受注者事故

# (1) はさまれ・巻き込まれによる受注者事故

## ◎ 【事例①】 重機との挟まれ事故

【現場状況写真】



【事故状況写真等】

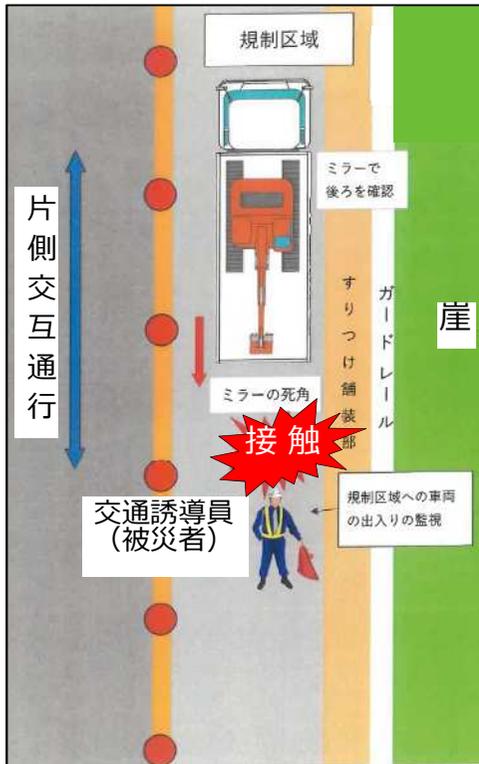


<p>事故概要</p>	<p>被災者が仮橋脚受桁を固定する作業を行っていた所、近接する埋蔵文化財の試掘調査のため、掘削作業を行っていたバックホウのキャタピラに轢かれ、右足首を負傷した。&lt;全治2カ月以上（右足挫滅創及び脱臼骨折）&gt;</p>
<p>主な事故原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一作業箇所での混在作業となっていた。</li> <li>・事故時は、重機立入禁止の囲い（単管バリケード）が欠損していた。</li> </ul>
<p>主な再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同一作業箇所での混在作業及び一人作業を禁止とする。</li> <li>・立入禁止の囲いを黄色のベルトパーテーションに変え、視覚的に把握できるようにする。</li> </ul>

# (1) はさまれ・巻き込まれによる受注者事故

## ◎ 【事例②】 ダンプトラックの轢過事故

【事故状況写真（再現）】



### 【再発防止策】

#### ○パーキングセンサー

センサーが感知し、モニターによる障害物との位置表示、音による危険感知が可能



#### ○安全プレート



事故概要	工事規制帯の中で後進してきた4tダンプに交通誘導員がひかれた。<死亡>
主な事故原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工計画書に「後進運転を交通誘導員の合図により行うこと」を記載し、安全大会などで周知していたが、ダンプ運転手は、後進運転を交通誘導員の合図なしに行った。</li> <li>・ダンプ運転手の死角への安全措置が取られていなかった。</li> </ul>
主な再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現場内でのトラックの移動は、誘導者による誘導を徹底させる。</li> <li>・運搬機械にパーキングセンサー及び安全プレートを取り付ける。</li> <li>・本事故及び類似事例に関してリスクアセスメントを実施し、KY活動に取り入れる。</li> </ul>

# (1) はさまれ・巻き込まれによる受注者事故

## ◎ はさまれ・巻き込まれ事故防止の点検項目の例

### 労働安全衛生規則第158条(第151条の7※)(接触の防止)

- 1 事業者は、車両系建設機械を用いて作業を行なうときは、**運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生ずるおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせてはならない。**  
ただし、誘導者を配置し、その者に当該車両系建設機械を誘導させるときは、この限りでない。
- 2 前項の**車両系建設機械の運転者は、同項ただし書の誘導者が行なう誘導に従わなければならない。**

### 労働安全衛生規則第159条(第151条の8※)(合図)

- 1 事業者は、**車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め、誘導者に当該合図を行なわせなければならない。**
- 2 前項の**車両系建設機械の運転者は、同項の合図に従わなければならない。**

※ 車両系荷役運搬機械等に関する同様の規則

# 発生形態別の事故事例

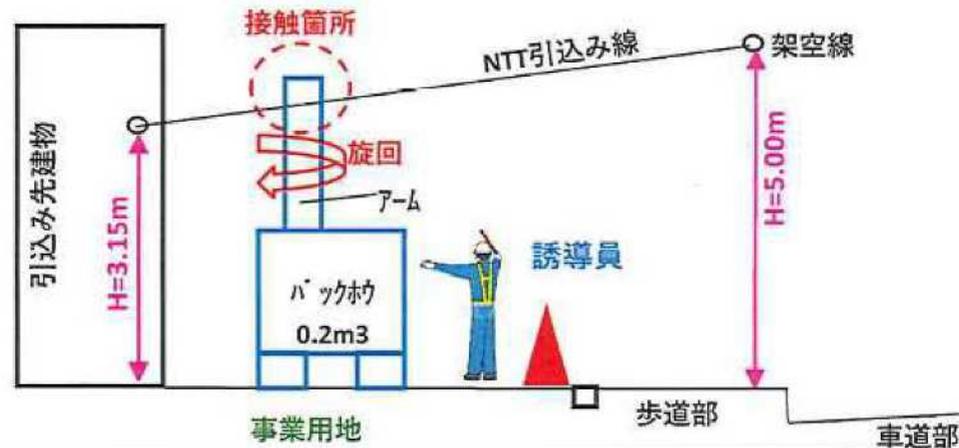
---

## (2) 架空線・埋設物の損傷事故

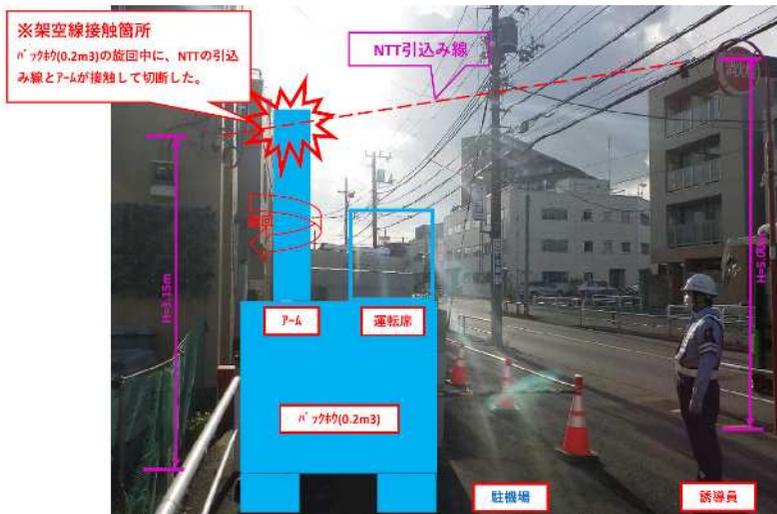
## (2) 架空線・埋設物の損傷事故

### ◎ 【事例③】 架空線への重機接触事故

【事故状況図】



【現場状況写真】

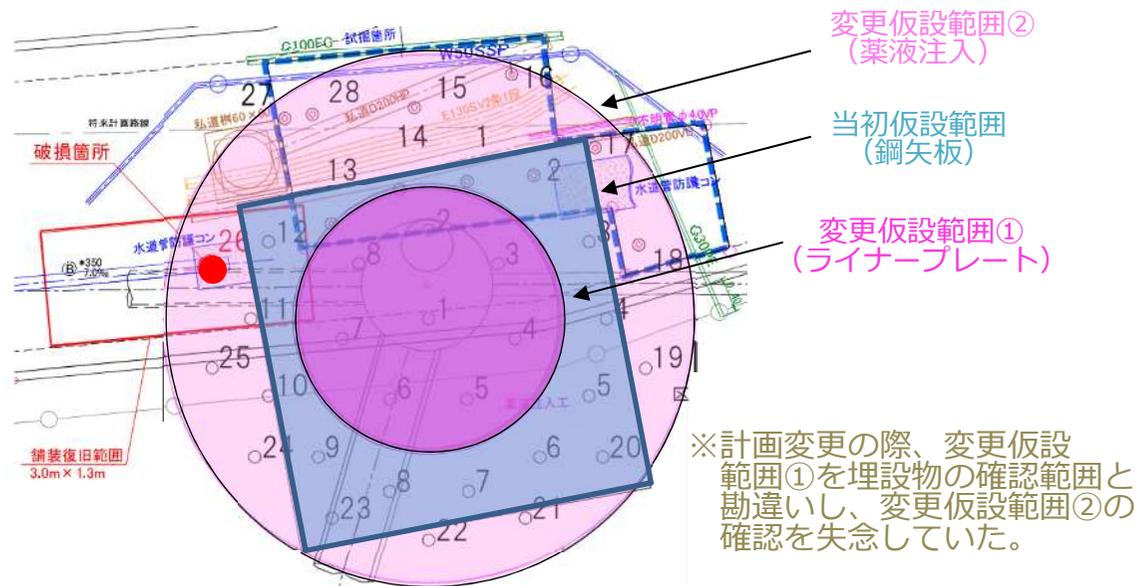


事故概要	バックホウ (0.2 m <sup>3</sup> ) を作業現場から駐機場へ移動させ、バケットの向きを変えるため旋回させたところ、アームとNTT 架空線が接触・切断させた。<家屋 1 件通信不通 (約 5 時間 20 分)>
主な事故原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日作業箇所の支障物への注意喚起は行っていたが、駐機場は、行っていなかった。</li> <li>・バックホウオペレータが誘導者の合図無しに旋回した。</li> </ul>
主な再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当日作業箇所だけでなく、重機が横断する範囲は、注意喚起ののぼり旗を設置する。</li> <li>・バックホウオペレータと誘導者の合図を定め、徹底する。</li> </ul>

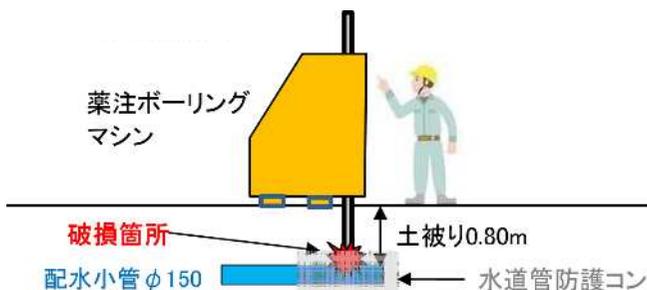
## (2) 架空線・埋設物の損傷事故

### ◎ 【事例④】 埋設物（水道管）の損傷事故

【平面図】



【断面図】



【事故状況写真】



<p>事故概要</p>	<p>薬液注入工のためのボーリング削孔中、障害物を確認したが、削孔を続け配水小管を破損させた。&lt;配水小管(Φ150)破損(周辺家屋3軒、約2時間の断水)&gt;</p>
<p>主な事故原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画変更の際、埋設物管理責任者の誤認により、現地に埋設管路位置のマーキングが出来ていなかった。</li> <li>・削孔中に障害物を確認したが、前日までの作業で確認された残置コンクリート塊と思い込み、作業を続けた。</li> </ul>
<p>主な再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設管路位置を重ね合わせた施工図を作成し、現地でマーキングした埋設管位置を各埋設物企業者及び監督員で立会う。</li> <li>・掘削中に障害物に接触した場合は、作業を中止し元請業者への報告を徹底する。</li> </ul>

## (2) 架空線・埋設物の損傷事故

### ◎ 架空線・埋設物の損傷事故防止の点検項目の例

#### 架空線の事故防止 6原則

- ① 架空線の位置、種類を事前に確認すること。  
所有者等不明のまま作業を行なわないこと。
- ② 受注者は、架空線管理責任者を指名、腕章等にて明示し、作業に立会うこと。  
なお、責任者が作業場を離れる時は、副責任者を指名・明示すること。
- ③ 架空線管理責任者は、作業前に作業半径の確認を行なうこと。
- ④ 架空線を視認しやすいように、旗などの目印を付けるとともに、防護すること。
- ⑤ 重機やダンプが移動する際、ブームや荷台等を上げたまま移動させないこと。  
架空線直下を通る際は、誘導者を配置すること。
- ⑥ 1人作業をしない・させない。  
打ち合わせ時がない、予定外作業をしない・させない。

## (2) 架空線・埋設物の損傷事故

### ◎ 架空線・埋設物の損傷事故防止の点検項目の例

#### 地下埋設物の事故防止 9原則

- ① 試掘または掘削時には、**地下埋設企業者に必ず立会いを求めること。1度も立会いなき工事は行なわないこと。**所有者等不明のまま作業を行なわないこと。
- ② 受注者は、**埋設物管理責任者を指名**、腕章等にて明示し、**作業に立会うこと。**なお、責任者が作業場を離れる時は、副責任者を指名・明示すること。
- ③ 埋設物管理責任者は、作業当事者（下請負人等）に**埋設物図等を配布すること。**また、**作業時は関係者が見やすい場所に掲示すること。**
- ④ 試掘した**地下埋設物の位置を的確にすべて表示すること。**  
(ペンキ、杭、ロープ、旗、地下埋シート等)
- ⑤ 位置表示した上に、敷鉄板・資材・車両等を置かないこと。
- ⑥ **1人作業をしない・させない。**  
打ち合わせ時にない、**予定外作業をしない・させない。**
- ⑦ **地下埋設物50cm以内の近接作業は、人力作業とする。**
- ⑧ 掘削する・した箇所の埋設物は、**きちんと露出し確認すること。**
- ⑨ 露出中の埋設物は、カラーテープなどで種別ごとに表示すること。  
(例：ガス・緑色、水道・青色、電気・橙色、下水道・茶色、など)

# 発生形態別の事故事例

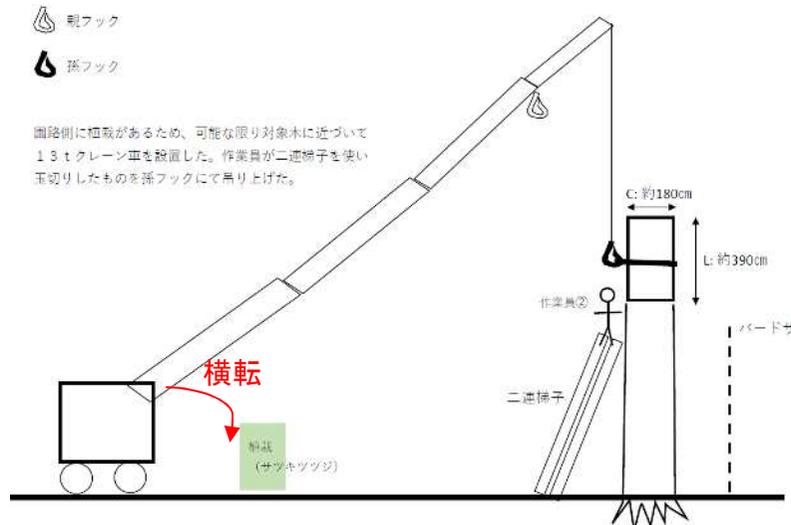
---

## (3) 重機等の接触・転倒による 第三者(物損)事故

# (3) 重機等の接触・転倒による第三者（物損）事故

## ◎ 【事例⑤】 クレーンの転倒事故

### 事故状況概要



### クレーン転倒状況写真

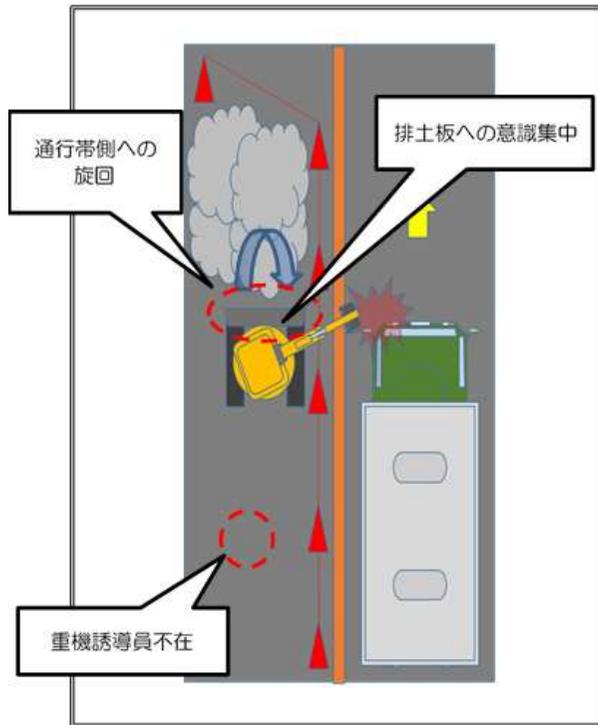


<p>事故概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 枯損木の伐採作業時</li> <li>・ 玉切りした丸太（幹回り180cm、長さ390cm）をクレーンで吊り上げ、旋回移動中にクレーンが横転</li> <li>・ フェンス及び樹木、舗装の一部破損</li> </ul>
<p>主な事故原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 13tラフタークレーンの定格荷重を上回る幹を玉切りした</li> <li>・ 幹の重量の想定を誤認</li> <li>・ 枯れたての樹木は十分乾燥していないため、想定よりも重量が重かった</li> </ul>
<p>主な再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ クレーン設置の場所ごとに定格総荷重表を確認し、切断</li> <li>・ 作業従事者は安全衛生教育の受講者であることを確認</li> <li>・ 樹木の重量を適切に想定の上、施工計画を作成する</li> </ul>

# (3) 重機等の接触・転倒による第三者（物損）事故

## ◎ 【事例⑥】 重機と通行車（トレーラーダンプ）との接触事故

【事故状況図】



使用重機



トレーラダンプ破損状況

事故概要	反転するために運転席を旋回したところ、走行してきたトレーラーダンプとバケットが接触した。＜車両の破損＞
主な事故原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排土板による土工作业に意識が集中していたため周囲の確認がおろそかになった。</li> <li>・ 重機誘導員が不在の中、作業を行った。</li> </ul>
主な再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ バックホウ作業時に専属の重機誘導員を配置し、オペレータは誘導員の合図により旋回・移動を行う。</li> </ul>

## (3) 重機等の接触・転倒による第三者（物損）事故

### ◎ 重機等の接触・転倒による事故防止の点検項目の例

#### ○ 接触事故防止

- ・ 重機の誘導者を配置し、第三者への接触事故が起こらないよう、誘導者の合図により重機を運転する。

#### ○ 転倒事故防止

[移動式クレーン]

- ・ クレーン則66条の2（作業の方法等の決定等）  
事業者は、移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンの転倒等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、当該作業に係る場所の広さ、地形及び地質の状態、運搬しようとする荷の重量、使用する移動式クレーンの種類及び能力等を考慮して、次の事項を定めなければならない。
  - 一 移動式クレーンによる作業の方法
  - 二 移動式クレーンの転倒を防止するための方法
  - 三 移動式クレーンによる作業に係る労働者の配置及び指揮の系統

# 発生形態別の事故事例

---

## (4)「墜落・転落」による受注者事故

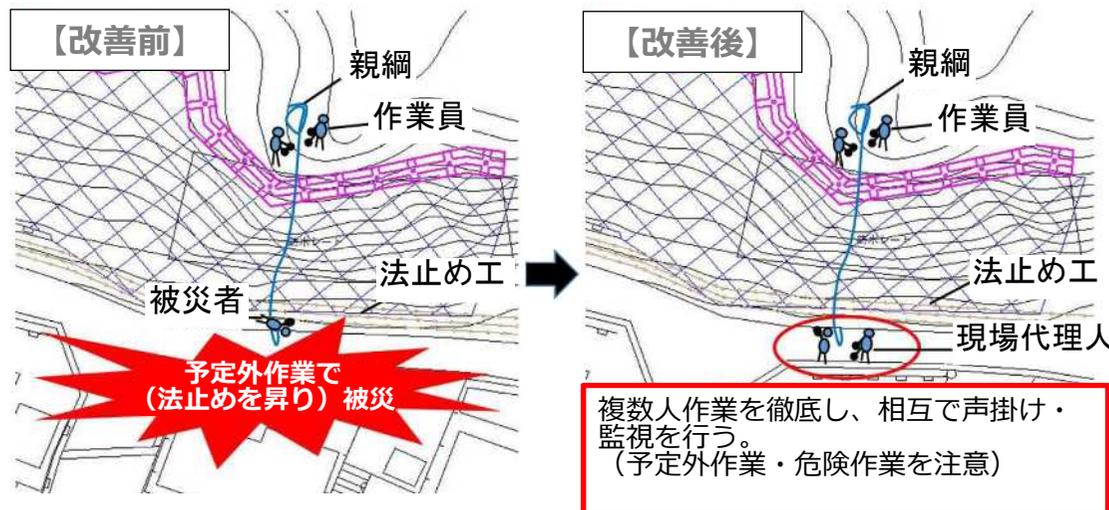
# (4) 「墜落・転落」による受注者事故

## ◎ 【事例⑦】 法止め工からの転落事故

【事故状況写真】



【再発防止策】

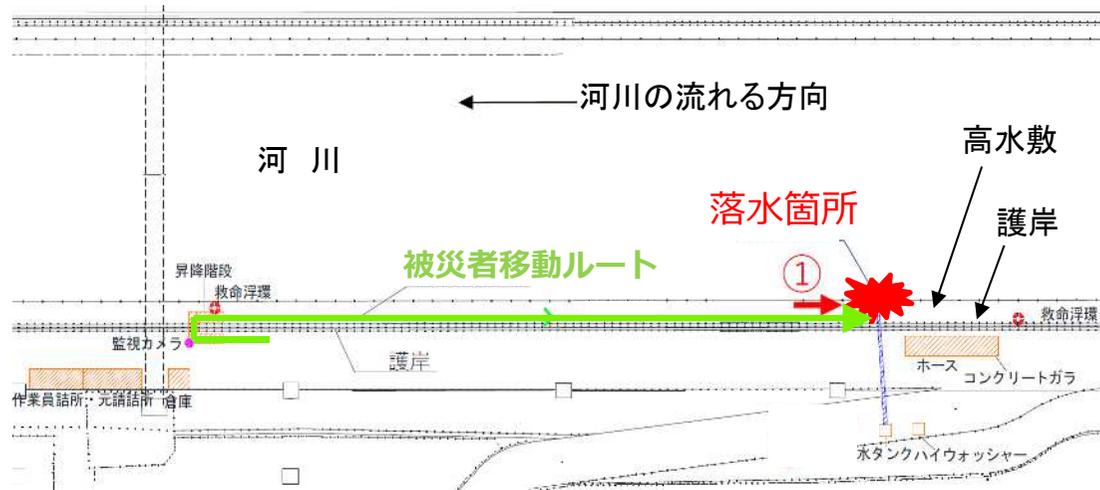


事故概要	斜面下の道路から、斜面途中に引っ掛かった親網を斜面下に下ろすため、予定外に斜面下の法止め工を昇ろうとしたところ、転落し頭部を負傷した。<全治3か月（脳挫傷、頭蓋骨骨折等）>
主な事故原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットの装着に不備があり、被災時に頭部を防護できなかった。</li> <li>・準備工（親網の設置）であったため、詳細な作業計画を作成せず、KY活動が不十分であった。</li> </ul>
主な再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヘルメットや墜落制止用具の適切な装着の徹底</li> <li>・現場作業に応じた、詳細な作業手順書を作成し、手順書に則した作業を実施（複数人作業の徹底、声掛け及び監視を実施）。</li> <li>・KY活動では、準備工も含めて実施。</li> </ul>

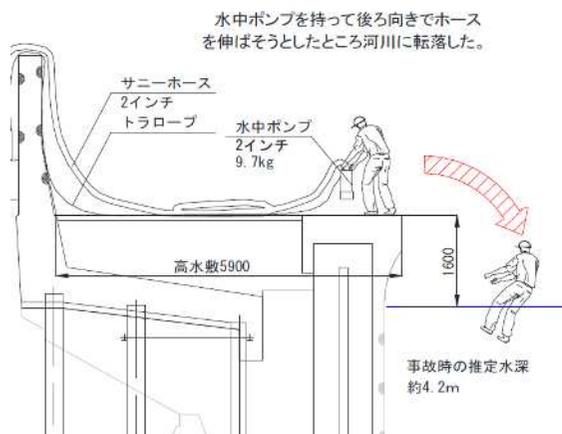
# (4) 「墜落・転落」による受注者事故

## ◎ 【事例⑧】 落水による死亡事故

【事故状況平面図】



【事故状況図】



【事故状況写真（再現）】



<p>事故概要</p>	<p>護岸の川側（高水敷）で構造物撤去時の散水用の水を確保するため、準備作業（水中ポンプ設置作業）をしていた作業員が落水した。＜死亡＞</p>
<p>主な事故原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業手順書を遵守せず、ライフジャケット未着用で護岸の川側（高水敷）に立入った。</li> <li>・ 朝礼・KY実施前に一人作業をしていたため、落水に気が付く者が周囲にいなかった。</li> </ul>
<p>主な再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高水敷の出入り口を施錠管理し、立入る際はライフジャケット着用し、二人以上の人員を確認し解錠する。</li> <li>・ 再発防止教育並びに新規入場者教育で、朝礼・KY前作業の禁止や作業手順書の遵守を徹底する。</li> </ul>

## (4) 「墜落・転落」による受注者事故

### ◎ 「墜落・転落」による受注者事故防止の点検項目の例

近年発生している事故は、保護具の未着用や作業計画が立てられていない事例が多い。

#### ○適切な保護具の使用

- ・ 保護具（ライフジャケット、墜落制止用器具、保護帽等）が適切に使用されているか。

#### ○適切な作業計画の立案と遵守の徹底

- ・ 作業内容毎に作業計画を立てているか。（準備工含む）
- ・ 朝礼時、当日の作業内容と作業手順が伝えられているか。朝礼前に作業をしていないか。
- ・ KY活動が適切に行われているか。（形骸化していないか）  
⇒従事する作業員全員がKY活動の内容を把握しているか？
- ・ 予定外作業・危険な一人作業を行っていないか。

# 発生形態別の事故事例

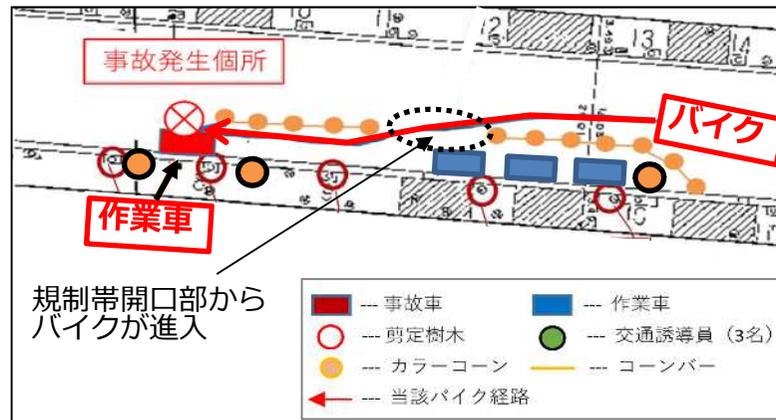
---

## (5) 「閉鎖管理・誘導の不備」による第三者(人身)事故

# (5) 「閉鎖管理・誘導の不備」による第三者（人身）事故

## ◎ 【事例⑨】 閉鎖管理の不徹底による第三者事故

【事故状況】



【事故状況写真】

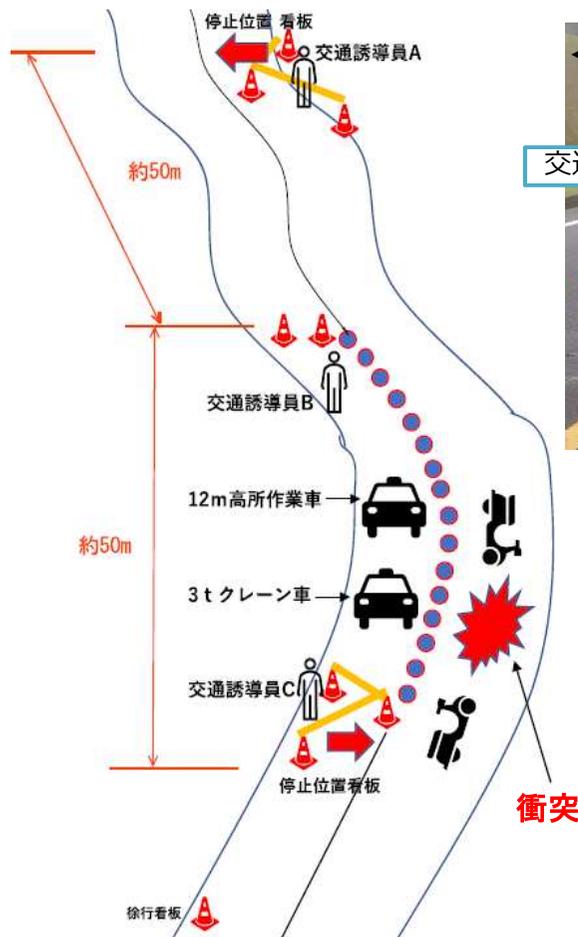


事故概要	高木剪定作業中、作業帯に一部開口部（約5m）を設けて作業をしていた。作業帯内の前方に停車中の作業車から作業員が降車のため開けたドアと開口部から作業帯内に進入してきた原付バイクとが接触した。＜腕と膝の擦り傷、バイク破損＞
主な事故原因	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車両の出入りが多かったことから、一部開口部を設けた作業帯で作業を実施（道路工事等協議に無い作業帯）。</li> <li>・作業車からの降車時、作業員の後方確認が不十分であった。</li> </ul>
主な再発防止策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業帯は、道路工事等協議書を遵守し、作業範囲の閉鎖管理を徹底する。また、車両の出入りが多い切下げ箇所は、作業帯を分割し作業範囲に切下げ箇所を含めずに作業を行う。</li> <li>・作業車乗降時は、目視と前・後方の指差し呼称により安全確認する。</li> </ul>

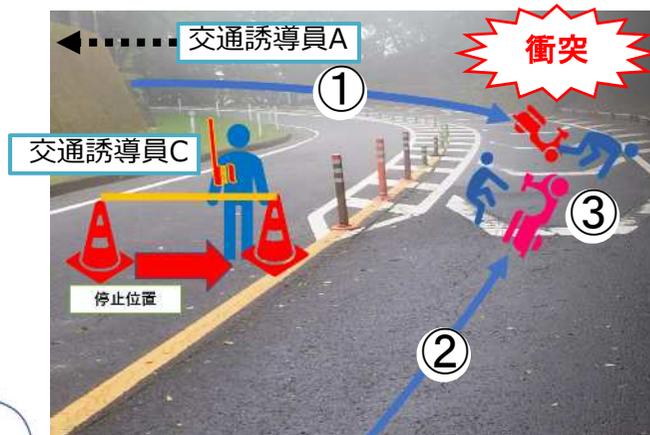
# (5) 「閉鎖管理・誘導の不備」による第三者（人身）事故

## ◎ 【事例⑩】 誘導の不備による第三者事故

【事故状況平面図】



【事故状況図】



- ①交通誘導員Aの誘導で写真左上からバイクが進入。
- ②交通誘導員Cは、無線で反対側からバイクが通行することを聞いたが、誤って写真下側からバイクを通行させた。
- ③バイク同士が衝突

<p>事故概要</p>	<p>樹木伐採作業のため、片側交互通行規制（起終点箇所各1名、高所作業車配置箇所1名）していたところ、規制区間内でバイク2台が正面衝突した。＜被災者①：膝から下12針の怪我、バイク損傷、被災者②：打撲、バイク損傷＞</p>
<p>主な事故原因</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者の交通誘導員は見通しの悪い道路での経験が浅く、反対側から車両の通行を無線で伝えられたが、焦りからか誤った誘導をした。</li> <li>・徐行運転が守られず、見通しの悪いカーブ区間であったため、バイク同士の視認が遅れた。</li> </ul>
<p>主な再発防止策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再発防止教育、KY活動で基本動作（反対側から車両が来る場合は自分側の車両を停止させる等）を周知し、無線を用いた訓練を行う。</li> <li>・「規制区間内徐行」看板を追加設置し、更に車両の徐行を促す。</li> </ul>

## (5) 「閉鎖管理・誘導の不備」による第三者（人身）事故

### ◎ 「閉鎖管理・誘導の不備」による人身事故防止の点検項目の例

#### ○道路工事等協議書の内容確認と遵守

##### [事前確認]

- ・ 所轄警察署へ提出する道路工事等協議書の交通誘導警備員の配置・規制帯の設置計画が安全に工事が行えるものであるか確認

##### [現場確認時]

- ・ 道路工事等協議書に即した交通誘導警備員の配置・規制帯の設置が出来ているか確認

#### ○交通誘導警備員による適切な誘導の徹底

##### [現場確認時]

- ・ KY活動時に、交通誘導警備員に当日の規制帯や配置毎の役割が伝わっているか。作業開始前に作業内容や合図の方法・動作を確認をしているか。
- ・ 無線を使用した誘導等の経験を要する規制の場合、事前の操作確認や交通誘導警備員の経験を考慮し、操作練習などを行っているか。

# 建設局 工事事故防止の大原則

建設局HP 工事事故防止の大原則

<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/content/000009383.pdf>

- 地下埋設物の事故防止 9原則
- 架空線の事故防止 6原則
- 高所作業車の事故防止 6原則
- 歩行者等仮設通路の事故防止 7原則

# 工事災害防止に向けた優良事例（東京都技術会議）

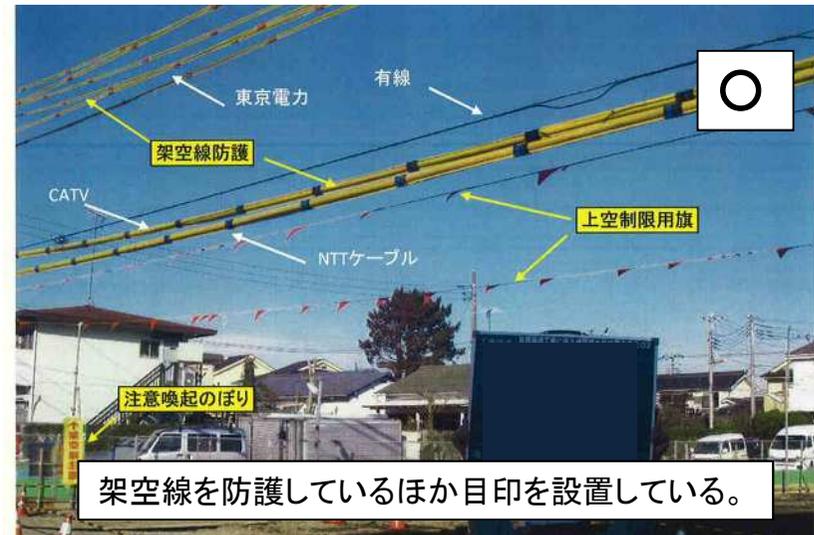
## 優良事例の型分類表

分類	防止する主な事故や取組内容の説明
墜落・転落防止	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。
転倒防止	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。
飛来・落下防止	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。研削といしの破片、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。
建設機械事故防止	クレーン、バックホウ、ブルドーザー、杭打ち機等の車両系建設機械及び、その他の建設機械による転倒、下敷き、接触、衝突等の災害。
交通災害防止	工事施工に係る道路交通規制中の交通災害や巡回パトロールや道路維持作業中等、移動を伴う現道上の交通災害。
職場環境改善	周辺住民又は現場作業員等が快適に過ごせる職場環境や安全衛生に寄与する取組み。 (熱中症対策や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を含む)
安全教育	KY、安全ミーティング安全講習や冊子を使った教育など安全に関わる取組み。
見える化	作業の危険防止や安全衛生情報・活動などを視覚化している取組み。
その他	上記のいずれにも分類されないものを対象。

# 安全点検のポイント

# 第三者事故防止

# 1 架空線（損傷事故防止）



## 架空線等上空施設

建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性があると考えられる場合は、必要に応じて以下の保安措置を行うこと。

- ① 架空線上空施設への防護カバーの設置
- ② 工事現場の出入口等における高さ制限の設置
- ③ 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置
- ④ 建設機械のブーム等の旋回・立入禁止区域等の設定

### チェックポイント

- 目印の標示
- 架空線防護対策（門型ゲート、防護管）
- オペレータと誘導員との連携
- 重機移動時にブームを下げる

## 2 仮設通路の歩行者用覆工板(1)



### チェックポイント

- ベニヤ板の「隙間」「たわみ」「ばたつき」
- 段差すりつけ状況、勾配
- マットの「めくれ」、「延長不足」
- 雨天時におけるすべり防止

## 2 仮設通路の歩行者用覆工板(2)



### チェックポイント

- ベニヤ板の「隙間」「たわみ」「ばたつき」
- 段差すりつけ状況、勾配
- マットの「めくれ」、「延長不足」
- 雨天時におけるすべり防止

### 3 段差すり付け(車道部)



#### チェックポイント

- 街きよ部、マンホール部との段差すり付け  
(勾配5%以内。すり付け困難箇所はカラーコーン等標示板設置)  
すり付け箇所はゼブラ表示にて注意喚起すること。

## 4 段差すり付け(公園)



チェックポイント  
○仮復旧箇所の適切な養生

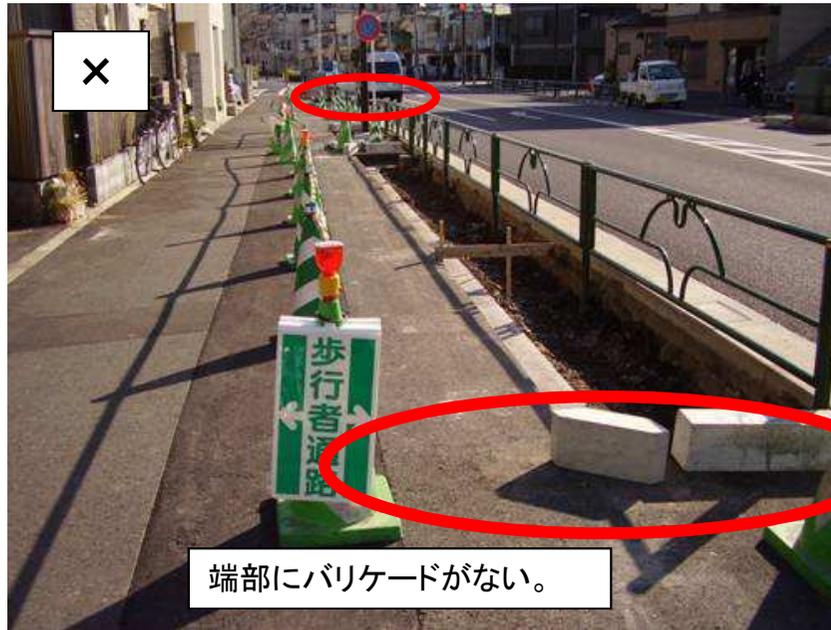
# 5 保安施設の設置(1)



チェックポイント  
○保安施設の移動防止対策



## 5 保安施設の設置(2)



チェックポイント  
○作業帯端部等の閉鎖状況

## 5 保安施設の設置(3)



チェックポイント  
○作業帯端部等の閉鎖状況

## 5 保安施設の設置(4)



A型バリケードにウエイトが設置されていない。  
走行風圧、突風などにより転倒の恐れがある。



A型バリケードにウエイトが設置されており、転倒を防止している。

チェックポイント  
○保安施設の移動防止対策

## 5 保安施設の設置(5)



チェックポイント  
○人孔等障害物の適切な養生

## 6 電源コードの設置



### チェックポイント

#### ○電源コードの養生

養生にあたっては、その段差が安全な範囲内となっているかを確認。



# 7 工事用看板



## チェックポイント

- 工事看板の転倒防止対策
- 縁端部にカバーがついてあると、より安全である。

# 8 出入口(1)



工事用車両の出入りがないのに、ゲートが開き放しである。(第三者が現場に入る恐れあり)



工事用車両の出入りがないため、ゲートを閉めてある。

## チェックポイント

### ○出入口ゲートの閉鎖

出入口を常時開放する場合、監視者(誘導員等)を配置すること。

# 8 出入口(2)



強風に煽られ、ゲートが歩行者通路へ押し出されている。



強風に煽られ、ゲートが逸走しないように上側のロープで張力を与え、下側のロープで左側に固定されている。



フェンスバリケード出入り口部が開放状態にならないように、ゴムで引っ張り、手を離すと閉じるように工夫されている。

## チェックポイント

### ○ 出入口ゲートの逸走防止

ゲートにワイヤーやロープで張力を与え、強風に煽られて逸走しないようにする。

### ○ 出入口部の開放放置状態の解消。

## 9 通路部の安全



歩行者用通路の中央に給油ホースを伸ばしている。

チェックポイント  
○通路部における障害の除却

# 10 その他(通路部の養生シート)



チェックポイント

○通路部における養生シートの緊結状況

# 受注者事故防止

# 1 鉄筋工(1)



## 労働安全衛生規則第540条 通路

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

## 労働安全衛生規則第544条 作業場の床面

事業者は、作業場の床面については、つまづき、すべり等の危険のないものとし、かつ、これを安全な状態に保持しなければならない。

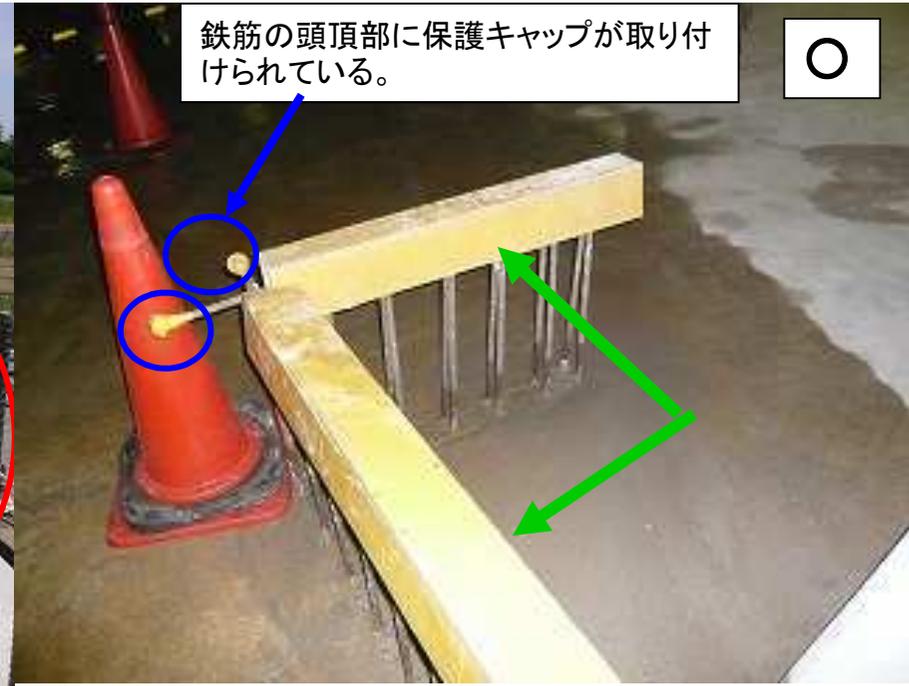
### チェックポイント

○作業床や通路の確保

# 1 鉄筋工(2)



鉄筋の頭頂部に保護キャップがない。

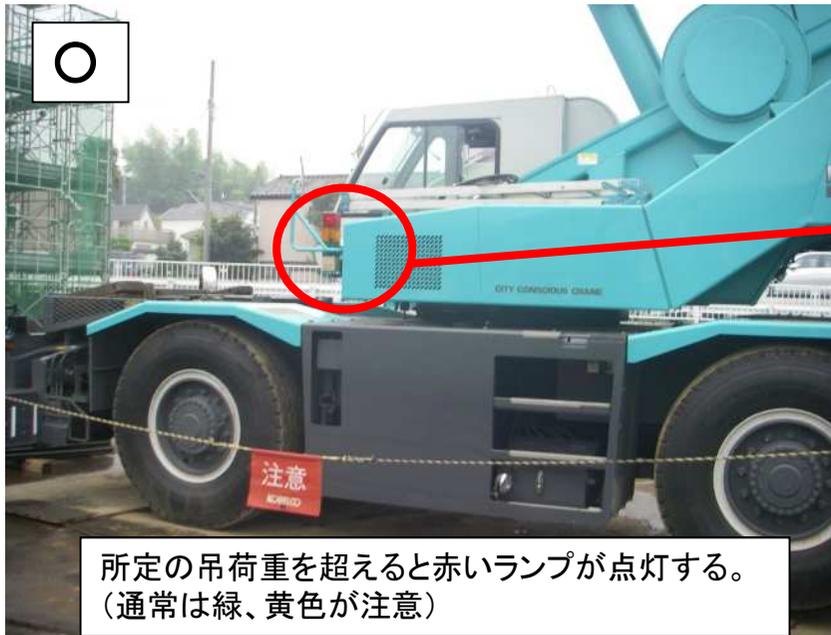


鉄筋の頭頂部に使用済み型枠を利用した保護材が取り付けられている。

チェックポイント

○鉄筋の頭頂部における保護キャップの有無

## 2 重機(1)



チェックポイント  
○クレーンの過負荷装置

## 2 重機(2)



### クレーン等安全規則第74条 立入禁止

事業者は、移動式クレーンに係る作業を行うときは、当該移動式クレーンの上部旋回体と接触することにより労働者に危険が生ずる恐れのある箇所に労働者を立ち入らせてはならない。

### チェックポイント

- クレーンの作業半径内への立入禁止措置
- 立入禁止の看板やステッカー(大きく目立つ)

## 2 重機(3)



### クレーン等安全規則第70条の5 アウトリガー等の張り出し

事業者は、アウトリガーを有するクレーン又は拡幅式のクローラを有する移動式クレーンを用いて作業を行うときは、当該アウトリガー又はクローラを最大限に張出すことが出来ない場合であって、当該移動式クレーンに掛ける荷重が当該移動式クレーンのアウトリガー又はクローラの張り出し幅に応じた定格荷重を下回ることが確実に見込まれるときはこの限りではない。

### チェックポイント

○アウトリガーの張り出し状況

## 2 重機(4)



### クレーン等安全規則第70条の3 使用禁止

事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する構造物が損壊する恐れがあること等により移動式クレーンが転倒する恐れのある場所においては移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときはこの限りではない。

チェックポイント

○アウトリガーの沈下防止対策

## 2 重機(5)



### 機械の運転終了後及び機械を離れる場合

(1) 建設機械を地盤の良い平坦な場所に止め、バケット等を地面まで降ろし、思わぬ動きを防止すること。やむを得ず坂道に停止するときは、足回りに歯止め等を確実にすること。

(2) 原動機を止め、ブレーキは完全に掛け、ブレーキペダルをロックすること。また、作業位置についてもロックし、キーを外して所定の場所へ保管すること。

### チェックポイント

○休止中の重機の鍵(キー)

## 2 重機(6)



チェックポイント  
○操縦部分の整理整頓

## 2 重機(7)



重機の**特定自主検査**の検査標章は明示されており、検査月も明らかである。(労働安全衛生規則第169条の2)

### 労働安全規則第169条の2 **特定自主検査**

事業者は、車両系建設機械に係る自主検査を行ったときは、当該車両系建設機械の見やすい箇所**に特定自主検査を行った年月を明らかにすることができる検査標章を貼り付けなければならない。**

チェックポイント  
○次ページ参照

## 2 重機(8)

フォークリフト、不整地運搬車、車両系建設機械および高所作業車については、労働安全衛生法により作業開始前点検、月例検査および年次検査の実施が義務づけられています。

### 作業開始前点検（始業点検）

その日の作業を開始する前に、点検を行わなければなりません。

根拠法：安衛法 第20条第1号 〔フォークリフト（安衛則 第151条の25）、不整地運搬車（安衛則 第151条の57）、車両系建設機械（安衛則 第170条）、高所作業車（安衛則 第194条の27）〕  
罰 条：安衛法 第119条第1号、第122条

### 月例検査（月1回の定期自主検査）

1ヶ月以内ごとに1回、定期に、月例の自主検査を行わなければなりません。

根拠法：安衛法 第45条第1項 〔フォークリフト（安衛則 第151条の22）、不整地運搬車（安衛則 第151条の54）、車両系建設機械（安衛則 第168条）、高所作業車（安衛則 第194条の24）〕  
罰 条：安衛法 第120条第1号、第122条

### 年次検査（特定自主検査）

1年（不整地運搬車については2年）以内ごとに1回、定期に、年次の自主検査をしなければなりません。フォークリフトや車両系建設機械等について実施される、この自主検査（年次検査）を特定自主検査（特自検）といいます。

根拠法：安衛法 第45条第1項 〔フォークリフト（安衛則 第151条の21・第151条の24）、不整地運搬車（安衛則 第151条の53・第151条の56）、車両系建設機械（安衛則 第167条・第169条の2）、高所作業車（安衛則 第194条の23・第194条の26）〕  
第2項  
罰 条：安衛法 第120条第1号、第122条

（東京労働局 パンフレットより）

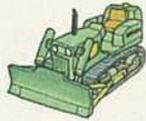
# 特定自主検査の対象となる機械です

チェック

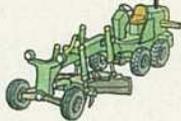
## 車両系建設機械

### ●整地・運搬・積み込み用機械

ブルドーザー



モーター・グレーダー



トラクター・ショベル

(クローラ式)



(ホイール式)



スクレーパー



スクレップ・ドーザー

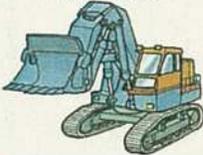


ずり積機



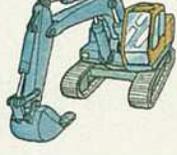
### ●掘削用機械

パワー・ショベル



ドラグ・ショベル

(クローラ式)



(ホイール式)



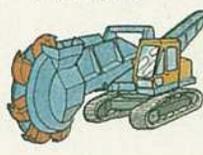
ドラグライン



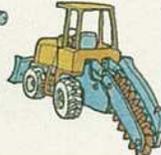
クラムシェル



バケット掘削機



トレンチャー



### ●基礎工用機械

杭打機・杭抜機



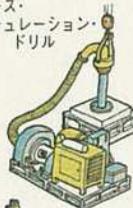
(三点支持式)

アース・ドリル

(懸垂式)

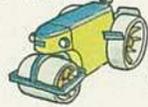


リバース・サーキュレーション・ドリル



### ●締固め用機械

ロードローラー



タイヤローラー



振動ローラー



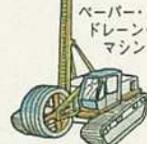
ハンドガイドローラー



アース・オーガー



建柱車



ベーパー・ドレーン・マシン



せん孔機

### ●コンクリート打設用機械

コンクリートポンプ車



### ●解体用機械

ブレイカ



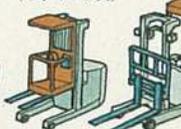
## 車両系荷役運搬機械

### ●フォークリフト

(カウンターバランス式)



(ピッキング式)



(リーチ式)



### ●不整地運搬車

(クローラ式)



(ホイール式)

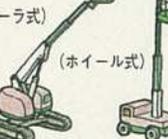


## 高所作業車

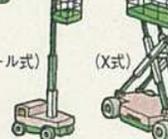
(トラック式)



(クローラ式)



(ホイール式)

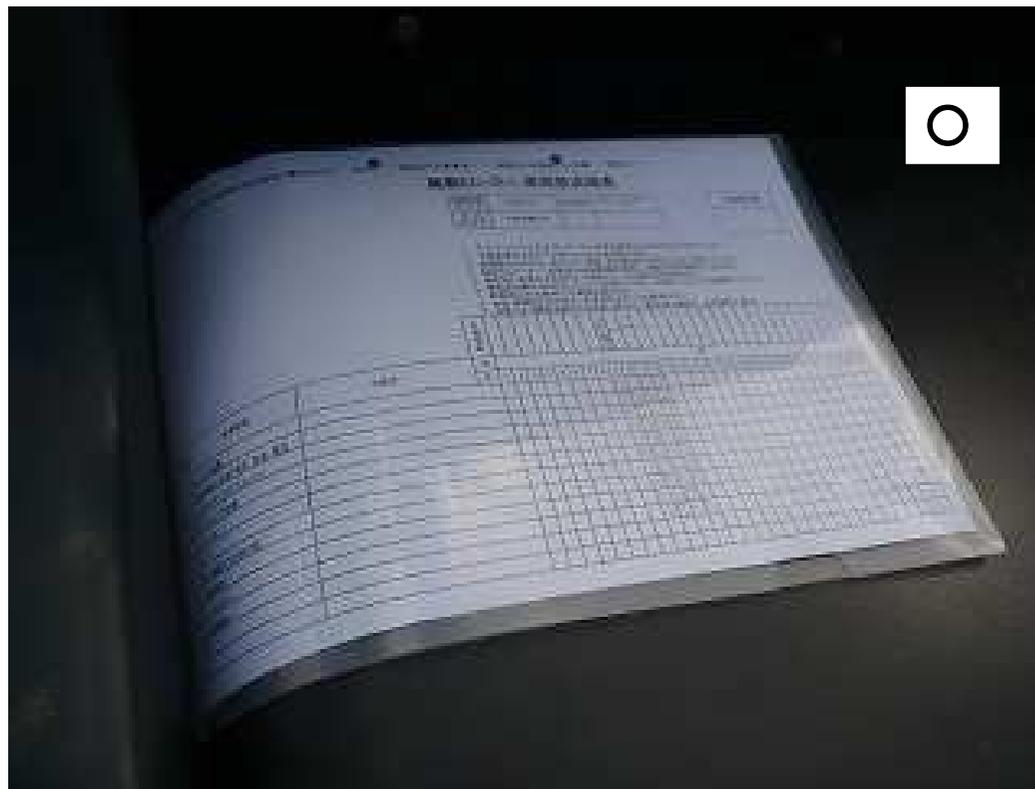


(X式)



(東京労働局 パンフレットより)

## 2 重機(9)



チェックポイント

○作業開始前点検簿(始業点検)

## 2 重機(10)



### 労働安全衛生規則第160条 運転位置から離れる場合の措置

事業者は、車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、当該運転者に次の措置を講じなければならない。

- 1 バケット、ジッパ等作業装置を地上におろすこと。
- 2 原動機を止め、及び走行ブレーキをかける等の車両系建設機械の逸走を防止する措置を講じること。

チェックポイント

○作業休止中の重機のバケット等措置

# 3 玉掛け(1)



著しく変形したワイヤーロープ  
素線の切れたワイヤーロープ  
(クレーン等安全規則第215条)

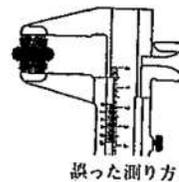
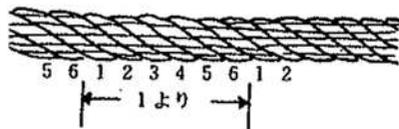
## クレーン等安全規則第215条 不適格なワイヤーロープの使用禁止

事業者は、次の各号のいずれかに該当するワイヤーロープを玉掛用具として使用してはならない。

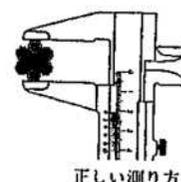
- 1 1よりの間で素線数の10%以上の素線が切断されたもの
- 2 直径の減少が公称径の7%をこえたもの
- 3 キンクしたもの
- 4 著しい形崩れ又は腐食があるもの

### チェックポイント

### 玉掛けワイヤーの状態



誤った測り方

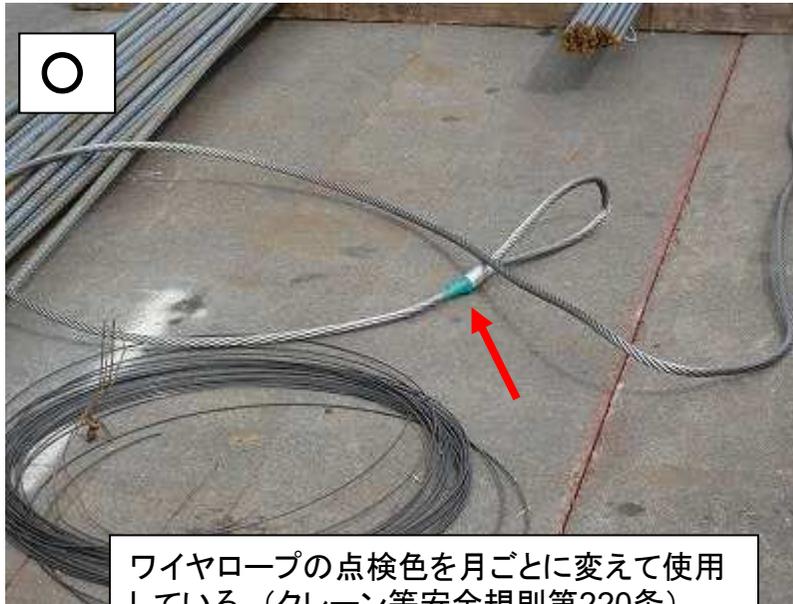


正しい測り方

キンクしたもの



# 3 玉掛け(2)



ワイヤロープの点検色を月ごとに変えて使用している。(クレーン等安全規則第220条)



ワイヤロープの点検色を月ごとに変えて使用している。(クレーン等安全規則第220条)

## クレーン等安全規則第220条 作業開始前の点検

- 1 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具を用いて玉掛作業を行うときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。
- 2 事業者は、前項の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

**チェックポイント**  
○ワイヤロープの点検状況(点検色の表示)

### 3 玉掛け(3)



玉掛け用ベルトスリング  
ストランドが切断しているもの、著しい損傷又は腐食しているものの使用禁止  
(クレーン等安全規則第218条)



玉掛け用ベルトスリング  
使用開始日を明示し、日々の点検を行い、使用開始後一定期間で廃棄している。  
(この現場では、使用期間は1ヶ月)

#### クレーン等安全規則第220条 作業開始前の点検

- 1 事業者は、クレーン、移動式クレーン又はデリックの玉掛用具であるワイヤロープ、つりチェーン、繊維ロープ、繊維ベルト又はフック、シャックル、リング等の金具を用いて玉掛作業を行うときは、その日の作業を開始する前に当該ワイヤロープ等の異常の有無について点検を行わなければならない。
- 2 事業者は、前項の点検を行った場合において、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

#### チェックポイント

○表面に毛羽立ちはないか。外観に異常はないか。

# 3 玉掛け(4)

玉掛け作業には、就業制限があります。

○吊り上げ荷重が**1t以上**のクレーン、移動式クレーン、デリックによる作業

↓  
玉掛け技能講習を終了した**有資格者**。(クレーン等安全規則第221条)

○吊り上げ荷重が**1t未満**のクレーン、移動式クレーン、デリックによる作業

↓  
**有資格者でなくてもOKだが、特別教育が必要**。(クレーン等安全規則第222条)

## クレーン等安全規則第222条 特別の教育

事業者は、吊り上げ荷重が1t未満のクレーン、移動式クレーン及びデリックの玉掛の業務に労働者をつかせるときは、当該労働者に対し、当該業務に関する安全のための特別の教育を行わなければならない。

- 1 クレーン等に関する知識
- 2 クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識
- 3 クレーン等の玉掛けの方法
- 4 関係法令
- 5 クレーン等の玉掛け
- 6 クレーン等の運転のための合図

- クレーン  
動力を用いて荷を吊り上げる機械
- デリック  
マストまたはブームを有し原動機を別置してワイヤーで操作する機械  
(高層ビル工事などで使用)

## チェックポイント

○玉掛け作業者の資格の有無

# 4 足場工(1)



## 労働安全衛生規則第563条の2 作業床

つり足場を除き、幅は40cm以上とし、床材間の隙間は3cm以下、床材と建地との隙間は12cm未満とする。

### チェックポイント

- 床材の幅及び隙間の確認。
- 足場に資機材を放置しないこと。

## 4 足場工(2)



足場等から墜落等に係る労働災害防止対策の徹底について(要請)

(基安発第0424002号:平成21年4月24日)(抜粋)

足場からの墜落災害防止に関するより安全な措置について

1 わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

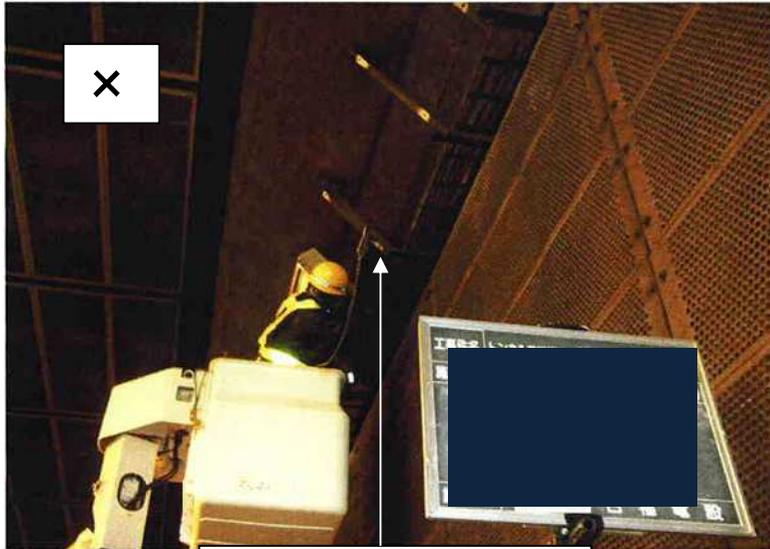
① 交さ筋かい及び高さ15cm以上40cm以下のさんもしくは高さ15cm以上の幅木又は、これらと同等以上の機能を有する設備に加え、上さんを設置すること。

② 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材をあらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

**チェックポイント**

○わく組足場における手すり先行専用足場の使用

# 5 墜落制止用器具



支持金物に装着している。



墜落制止用器具を適正に装着している。

## 労働安全衛生規則第521条第2項 墜落制止用器具等の取付設備等

事業者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に墜落制止用器具等を使用させるときは、墜落制止用器具等を安全にとりつけるための設備等を設けなければならない。

### チェックポイント

- 墜落制止用器具使用の有無
- 墜落制止用器具の適正な使用

## 6 型枠支保工(1)



### 労働安全衛生規則第242条 型枠支保工についての措置等

事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 敷角の使用、コンクリートの打設、くい<sup>1</sup>の打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。
- 2 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。
- 3 支柱の継手は、突合せ継手または差込み継手とすること。
- 4 鋼材と鋼材との接続部及び交差部はボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。(以下、省略)

## 6 型枠支保工(2)



### 労働安全衛生規則第242条 型枠支保工についての措置等

事業者は、型枠支保工については、次に定めるところによらなければならない。

- 1 敷角の使用、コンクリートの打設、くい打込み等支柱の沈下を防止するための措置を講ずること。
- 2 支柱の脚部の固定、根がらみの取付け等支柱の脚部の滑動を防止するための措置を講ずること。
- 3 支柱の継手は、突合せ継手または差込み継手とすること。
- 4 鋼材と鋼材との接続部及び交差部はボルト、クランプ等の金具を用いて緊結すること。(以下、省略)

## 6 機械設備(1)



### 労働安全衛生規則第101条 原動機、回転軸等による危険の防止

事業者は、機械の原動機、回転軸、歯車、ブリー、ベルト等の労働者に危険を及ぼす恐れのある部分には、覆い、囲い、スリーブ、踏切橋等を設けなければならない。

#### チェックポイント

- 原動機、回転軸の覆い等の有無

# 7 機械設備(2)



ボンベが直射日光にさらされている。



ボンベを保管しており、直射日光による温度上昇を防止している。(労働安全衛生規則第263条)

## 労働安全衛生規則第263条 ガス等の容器の取扱い

事業者は、ガス溶接等の業務に使用するガス等の容器については、次に定めるところによらなければならない。

1 次の場所においては設置し、使用し、貯蔵し、又は放置しないこと。

イ 通風又は換気の不十分な場所

ロ 火気を使用する場所及びその付近

ハ 火薬類、危険物その他の爆発性もしくは発火性の物又は多量の易燃性の物を製造し、又は取り扱う場所及びその付近

2 容器の温度を40℃以下に保つこと。

3 転倒のおそれがないように保持すること。

4 衝撃を与えないこと。(以下、省略)

チェックポイント  
○ボンベの保管状況

# 8 仮設通路(1)



## 労働安全衛生規則第552条 架設通路

事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 勾配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2m未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りではない。
- 3 勾配が15度を超えるものは踏さんその他の滑止めを設けること。
- 4 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分に限って臨時にこれを取り外すことができる。
  - イ 高さ85cm以上の手すり
  - ロ 高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(中さん等)

## 8 仮設通路(2)



### 労働安全衛生規則第552条 架設通路

事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければならない。

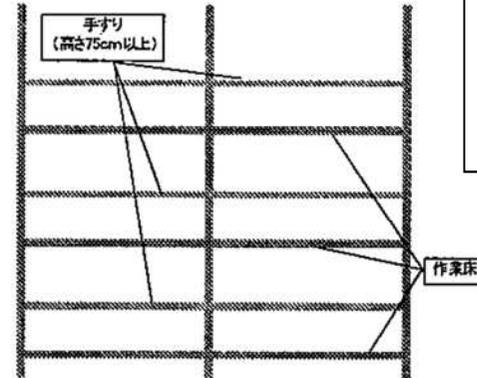
- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 勾配は30度以下とすること。ただし、階段を設けたもの又は高さが2m未満で丈夫な手掛を設けたものはこの限りではない。
- 3 勾配が15度を超えるものは踏さんその他の滑止めを設けること。
- 4 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分に限って臨時にこれを取り外すことが出来る。
  - イ 高さ85cm以上の手すり
  - ロ 高さ35cm以上50cm以下のさん又はこれと同等以上の機能を有する設備(中さん等)

チェックポイント ○次ページ

# 8 仮設通路(3)

わく組足場以外の足場(単管足場等)

改正前の措置

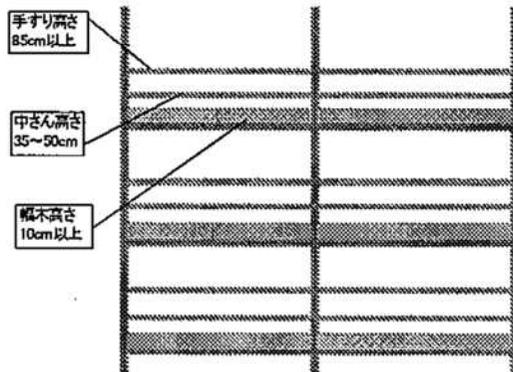


平成21年6月1日より  
 高さ75cm以上の手すり  
 ↓  
 高さ85cm以上の手すり  
 + 中さん等

○ 墜落防止及び物体の落下防止の  
 両措置を同時に講じた例

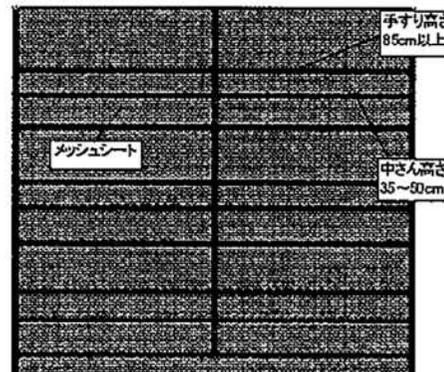
改正後 措置例1

手すり(高さ 85cm 以上の位置)  
 + 中さん(高さ 35~50cm の位置)  
 + 幅木(高さ 10cm 以上)



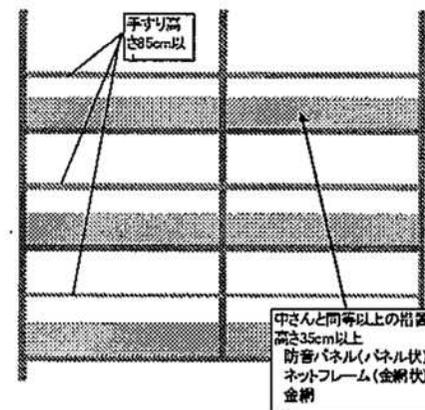
改正後 措置例2

手すり(高さ 85cm 以上の位置)  
 + 中さん(高さ 35~50cm の位置)  
 + メッシュシート



改正後 措置例3

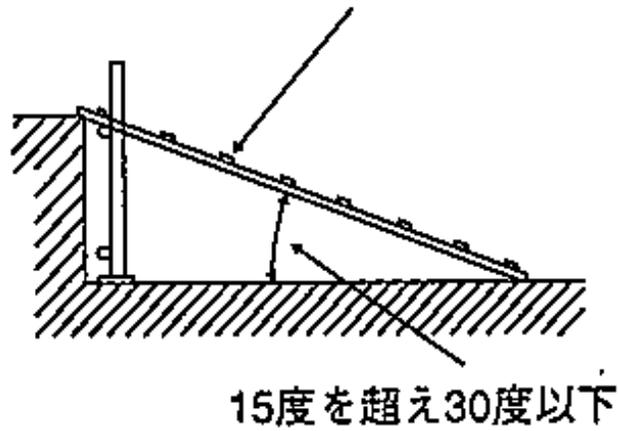
手すり(高さ 85cm 以上の位置)  
 + 中さんと同等以上の措置  
 (高さ 35cm 以上)



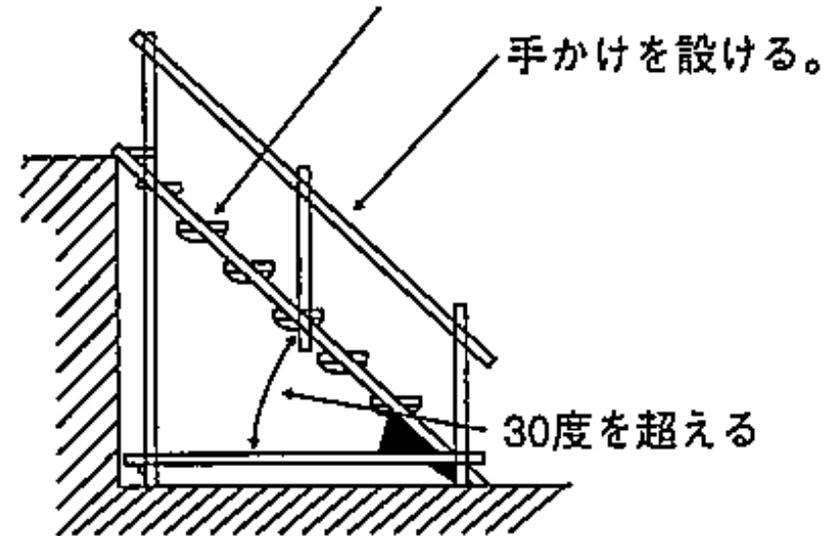
(厚生労働省 リーフレットより)

# 8 仮設通路(4)

こう配が15度を超えるものは、  
踏さんその他の滑止めを設ける。



こう配が30度以下を越えるものは、  
階段を設けるか、  
手かけを設ける。



# 9 作業構台



## 労働安全衛生規則第575条の4 作業構台(最大積載荷重)

- 1 事業者は、作業構台の構造及び材料に応じて作業床の最大積載荷重 を定め、かつ、これを超えて積載してはならない。
- 2 事業者は、前項の最大積載荷重を労働者に周知させなければならない。

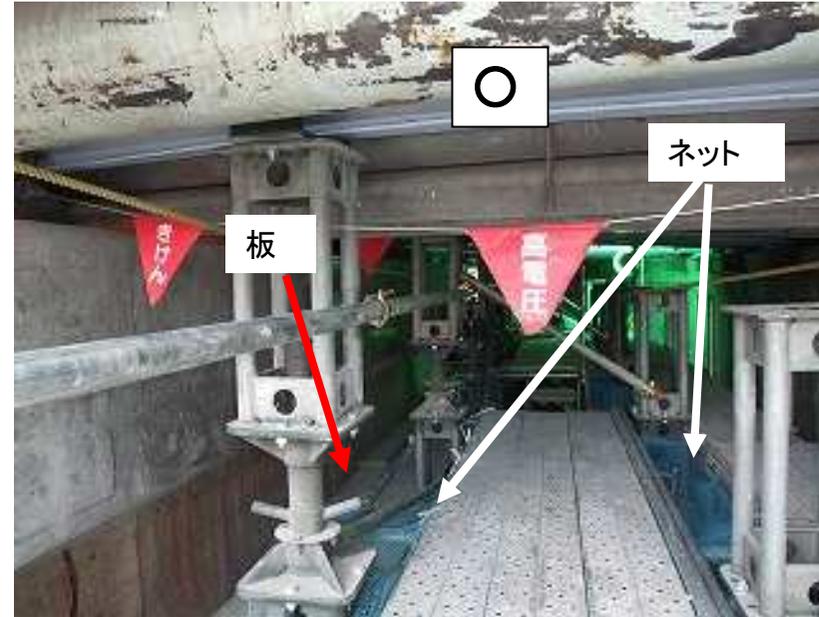
### チェックポイント

- 最大積載荷重表示の有無

# 10 作業床



足場と躯体の間に物体の落下防止用ネットがない。



足場と足場、足場と躯体の間に物体の落下防止用ネット、板を設置している。  
(労働安全衛生規則第537条)

## 労働安全衛生規則第537条 物体の落下による危険の防止

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。

チェックポイント

○物体の落下防止用設備の有無

# 11 開口部(1)



開口部に覆い、囲い、手すりがなく。非常に危険。



開口部に覆い、囲い、手すりがある。  
(労働安全衛生規則第519条)

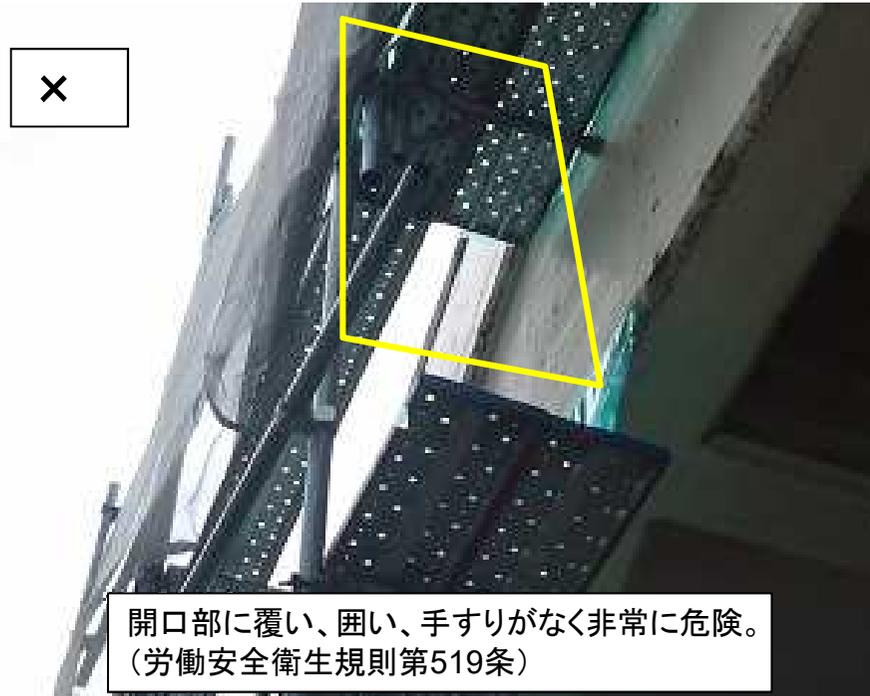
## 労働安全衛生規則第519条 作業床の設置等

- 1 事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の既定により、囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### チェックポイント

○開口部における覆い、囲い、手すりの有無  
(高さ2m以下であっても囲い等を設けることが望ましい)

# 11 開口部(2)



## 労働安全衛生規則第519条 作業床の設置等

- 1 事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### チェックポイント

○開口部における覆い、囲い、手すりの有無

# 11 開口部(3)



## 労働安全衛生規則第519条 作業床の設置等

- 1 事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### チェックポイント

○開口部における覆い、囲い、手すりの有無

# 11 開口部(4)



開口部に覆い、囲い、手すりがなく非常に危険。

## 労働安全衛生規則第519条 作業床の設置等

- 1 事業者は、高さ2m以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定により、囲い、手すり、覆い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取り外すときは、防網を張り、労働者に安全带を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

### チェックポイント

○開口部における覆い、囲い、手すりの有無

# 12 感電防止(1)



発電機の接地極が地中に差し込まれていないため、有効な接地抵抗値が確保されない。



発電機の接地極が地中に差し込まれており、有効な接地抵抗値が確保されている。(労働安全衛生規則第333条 2の3号)

労働安全衛生規則第333条 漏電による感電の防止 2の3号

接地極は、十分に地中に埋設する等の方法により、確実に大地と接続すること。

チェックポイント

○発電機等の接地極の地中への埋設状況

## 12 感電防止(2)



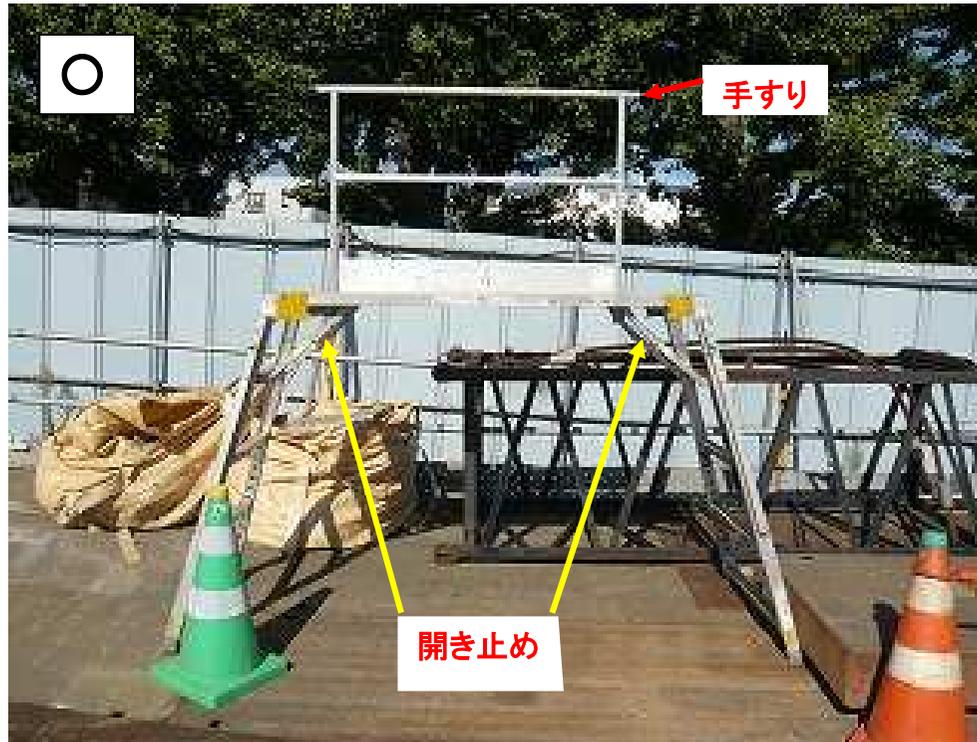
コードの取り方が適切でないため、分電盤の扉を閉めることができない。  
結果として、施錠管理することが出来ていない。



コードの取り方も適切であり、分電盤の扉を閉じられている。  
適切に、施錠管理されている。

チェックポイント  
○分電盤の施錠

# 13 脚立(1)



## 労働安全衛生規則第528条 脚立

事業者は、脚立については、次に定めるところに適したものでなければならない。

- 1 丈夫な構造とすること。
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がないものとする。
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、かつ折りたたみ式のものにあつては、脚と水平面との角度を確実に保つための金具等を備えること
- 4 踏み面は、作業を安全に行うため必要な面積を有すること。

# 14 通路部



## 労働安全衛生規則第540条 通路

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

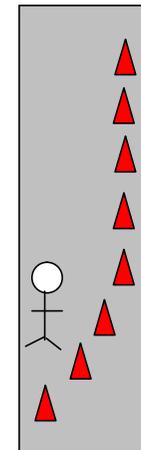
チェックポイント  
○通路部の安全性

# 15 交通規制帯(交通誘導警備員)



## チェックポイント

- 交通誘導警備員の配置箇所(作業帯の中)
- 道路工事等協議書の携行
- 道路工事等協議書との整合性  
(規制帯も含めて)



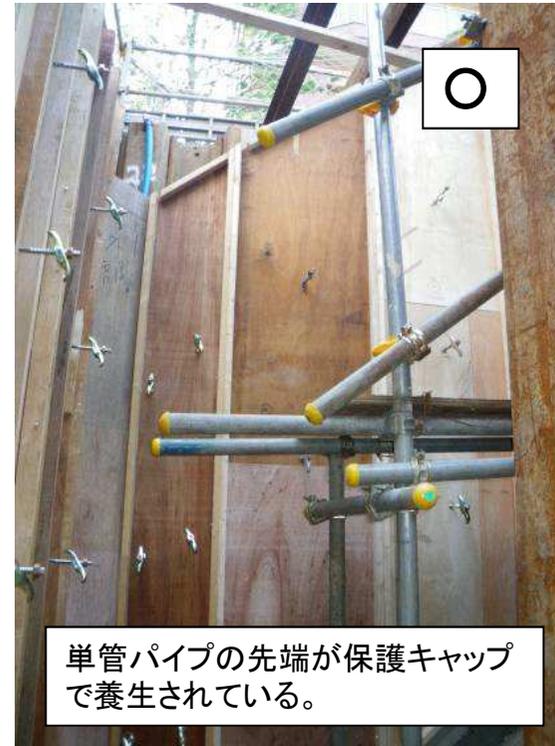
# 16 交通規制帯(重機)



## チェックポイント

- 道路工事等協議書の携行
- 道路工事等協議書との整合性  
(規制帯も含めて)

# 17 単管パイプ(1)



チェックポイント

○単管パイプ端部及びクランプ部の養生状況

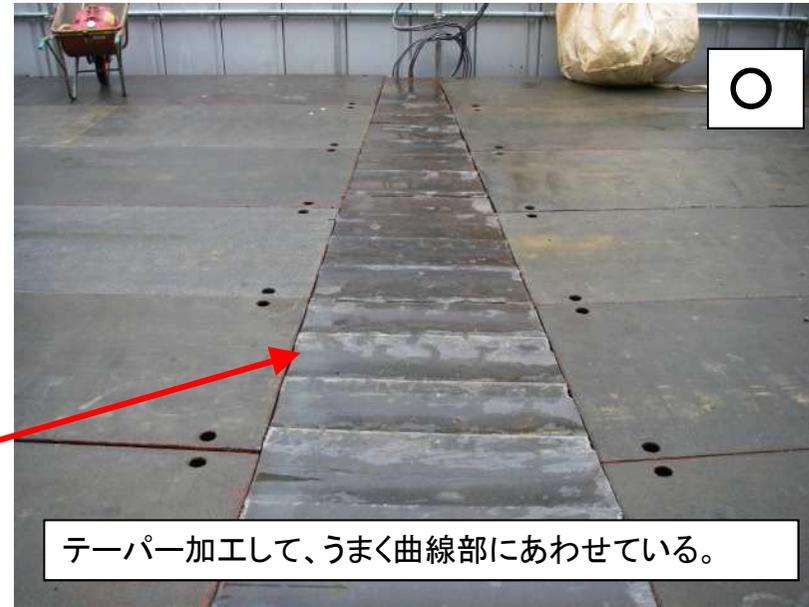
# 17 単管パイプ(2)



チェックポイント

○単管パイプ端部及びクランプ部が養生状況

# 18 覆工板



## チェックポイント

- 覆工板が隙間、段差、すべり防止措置

# 19 敷鉄板



## クレーン等安全規則第70条の3 使用の禁止

事業者は、地盤が軟弱であること、埋設物その他地下に存する工作物が損壊するおそれがあること等により移動式クレーンが転倒するおそれのある場所においては、移動式クレーンを用いて作業を行ってはならない。ただし、当該場所において、移動式クレーンの転倒を防止するため必要な広さ及び強度を有する鉄板等が敷設され、その上に移動式クレーンを設置しているときは、この限りではない。

### チェックポイント

○敷鉄板の隙間、段差

## 20 注意表示 (1)



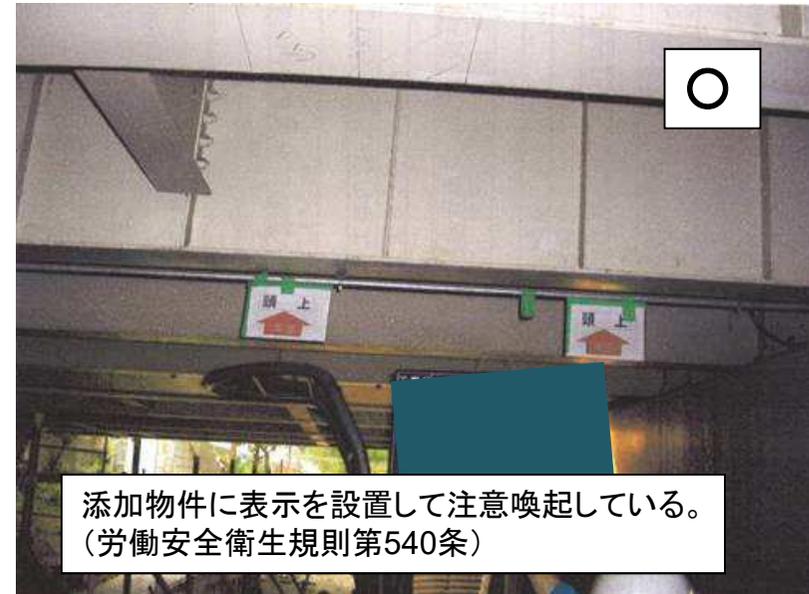
### 労働安全衛生規則第540条 通路

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

### チェックポイント

○危険箇所における注意表示の有無

## 20 注意表示 (2)



### 労働安全衛生規則第540条 通路

事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。

#### チェックポイント

○危険箇所にけおる注意表示の有無

# 21 防火



## 土木工事安全施工技術指針P17 防火設備

火気を扱う場所には、用途に応じた消火器等消火設備を備えること。消火器は有効期限を確認すること。

### チェックポイント

- 消火施設の有無(消火器、消火バケツ等)
- 消火施設の有効期限

## 22 整理整頓(1)



### チェックポイント

○建設資材、建設副産物の整理整頓

(整理整頓ができていることは現場の細かいところまで目が行き届いている)



(事故防止につながる)

## 22 整理整頓(2)



資機材が散乱している。



資機材が整理され、安全通路も確保されている。

### チェックポイント

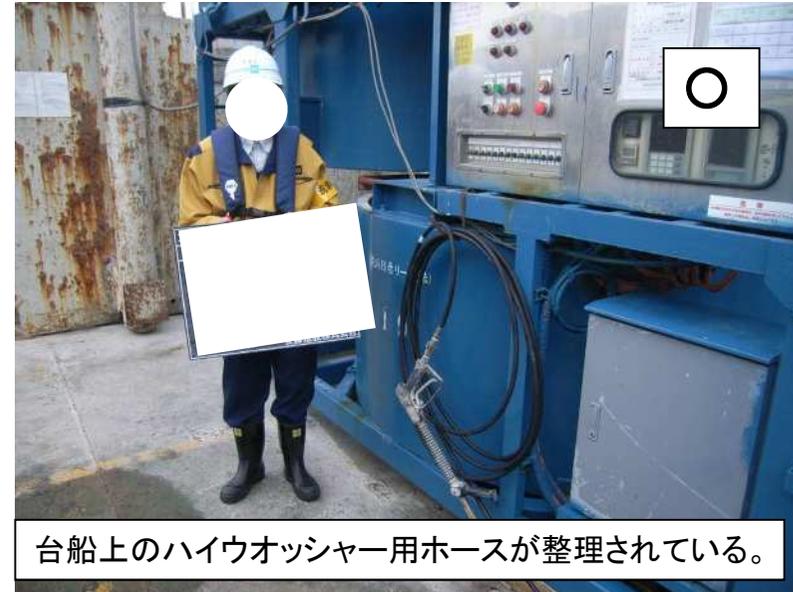
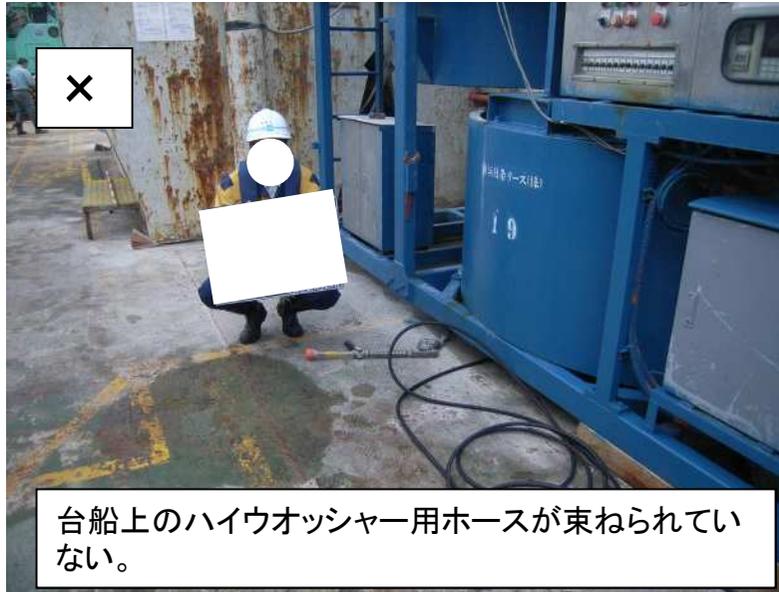
○建設資材、建設副産物の整理整頓

(整理整頓ができていることは現場の細かいところまで目が行き届いている)



(事故防止につながる)

## 22 整理整頓(3)



### チェックポイント

○建設資材、建設副産物の整理整頓

(整理整頓ができていることは現場の細かいところまで目が行き届いている)



(事故防止につながる)

## 23 熱中症対策



### 労働安全衛生規則第613条 休憩設備

事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるよう努めなければならない。

### 労働安全衛生規則第614条 有害作業場の休憩設備

事業者は、著しく暑熱、寒冷又は多湿の作業場、有害なガス、蒸気又は粉塵を発生する作業場その他有害な作業場においては、作業場外に休憩の設備を設けなければならない。ただし、坑内等特殊な作業場でこれによりすることが出来ないやむを得ない事由があるときは、この限りではない。

### チェックポイント

○高温時における休憩施設の有無

# 23 熱中症対策



**チェックポイント**  
 ○現場における温度・湿度・暑さ指数(WBGT指標)の把握

## 24 その他(燃料等)



### チェックポイント

- 内容物はガソリン？軽油？灯油？水？
- 事故防止につながる

# 最後に

工事安全の目標は、

**工事事故の撲滅、事故ゼロ**

- ・ 安全対策に特効薬なし
- ・ 1つ1つの取組みが安全に繋がる
- ・ 取組みを省略せず、継続して実施する
- ・ 大小問わず、まず一報を